

令和3年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の
点検・評価に関する報告書

(令和2年度対象)



《小学生チャレンジ教室》

令和3年9月

宇佐市教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| I 点検及び評価制度の概要 | 1 |
| II 教育委員会 | 3 |
| III 教育委員会事務局の行政組織 | 16 |
| IV 点検評価シート | 17 |
| V 点検及び評価の結果 | 55 |
| 資料 宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱 | 62 |
| 歴代教育委員、教育長等 | 63 |

I 点検及び評価制度の概要

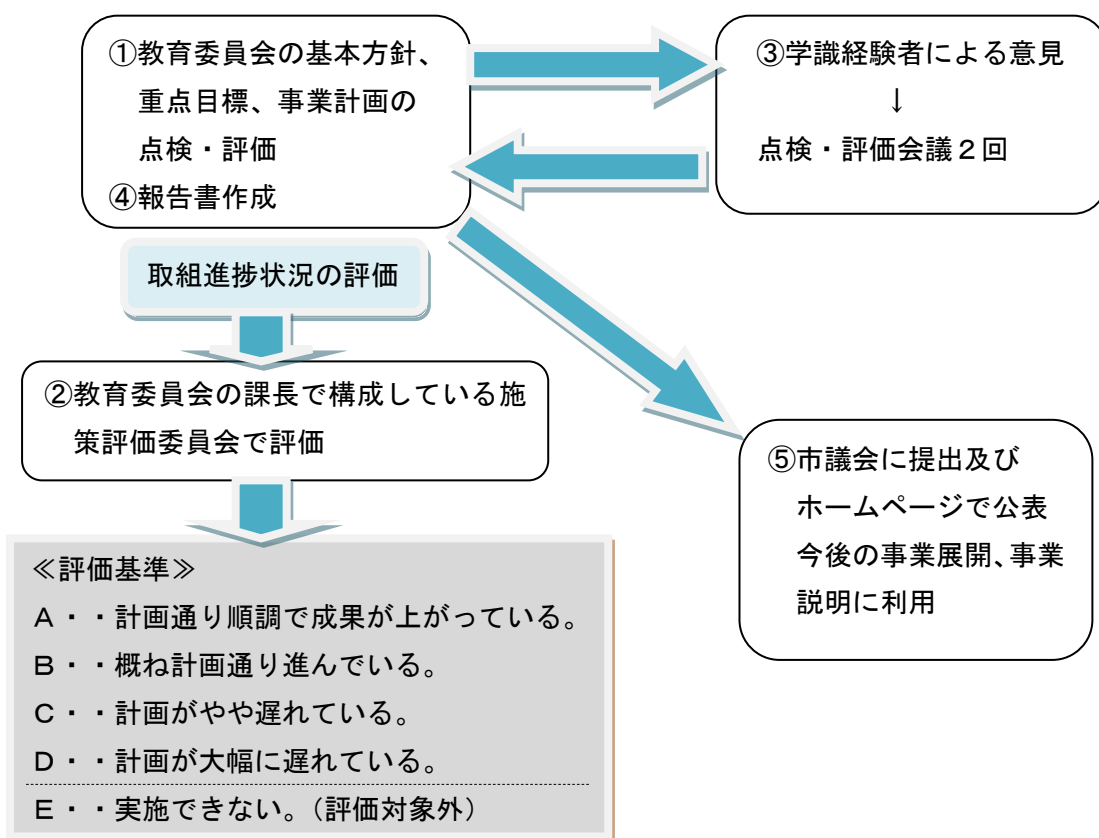
1 制度について

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部改正があり、その改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」のひとつとして、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

2 目的について

本市教育委員会では、毎年、次年度の基本方針、重点目標、事業計画を立てています。こうした取組実施にあたって、市民の皆様に、その進捗状況を公表する中でそれぞれの施策が確実に実施され、どのような成果があるかなどを点検・評価することにより、教育行政の改善を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することが重要であると考えています。

3 点検・評価のフロー



4 学識経験者の知見の活用

点検・評価を実施するにあたり、地教行法第26条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」を定め、教育委員会の課長で構成している施策評価委員会が行った点検・評価シートごとの結果（自己評価）について、外部評価（「意見」と「評価」）を受けるという形で実施しました。

学識経験者の選定にあたっては、教育分野に精通している方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった経験のある識見の高い方の知見の活用を考慮しました。

宇佐市教育委員会事務点検評価委員

(敬称略)

| 氏 名 | 職 歴 等 |
|----------------------------|---|
| 石 川 よし こ 淑 子 (院内町御沓) | 元 院内町女性団体連絡協議会会長 元 社会教育委員 |
| 江 藤 千 秋 (安心院町矢畑) | 元 安心院小学校長 元 深見地区公民館社会教育指導員 安心院中央公民館館長 |
| 佐 藤 良二郎 (宇佐市大字下拝田) | 前 宇佐市教育委員会教育次長 |

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ 教育委員会

1 教育委員会制度

教育委員会は、地教行法の定めにより、教育事務を執行するため、すべての地方公共団体に設置される合議制の機関（行政委員会）です。

この教育委員会制度は、一般人（レイマン※注）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されています。

委員は、教育の政治的中立という観点から、当該地方公共団体の長が、住民の代表である議会の同意を得て、任命することになっています。

教育委員会は、教育行政や学校運営が、教員など教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度となっています。

※注「レイマン」とは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、教育の専門家ではないという意味で用いられているもの。

2 教育委員会の構成

- 教育委員会は、教育長及び4人の委員から構成されています。
- 教育長及び委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命し、教育長は3年、委員は4年の任期であり、再任されることもあります。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。
- 事務局は、教育長のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。
事務局の組織は、教育委員会の規則で定められています。

※平成27年4月から教育委員会制度が約60年ぶりに大きく見直されました。

- 改正内容は、
1. 教育行政の責任の明確化
 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定
 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

など教育委員長と教育長を一体化した「新教育長」の新設、教育行政に対する市長の権限強化などがあげられます。そのため、市長との連携の強化を行い、さらなる教育委員会の活性化が求められます。

なお、本市においては平成29年9月8日、新教育長制度に移行しています。

教育委員会教育長・委員（令和2年4月1日現在）

| 職名 | 氏名 | 任期 | 備考 |
|----------|-------|------------------|----|
| 教育長 | 高月晴彦 | R2.4.1～R2.9.7 | |
| 教育長職務代理者 | 佐藤修水 | R1.5.28～R5.5.27 | |
| 委員 | 松永建比古 | H28.5.28～R2.5.27 | |
| 委員 | 河野浩一 | H29.9.8～R3.9.7 | |
| 委員 | 古里万里子 | H30.5.28～R4.5.27 | |

[参考資料] 教育委員会教育長・委員（令和3年3月31日現在）

| 職名 | 氏名 | 任期 | 備考 |
|----------|-------|------------------|----|
| 教育長 | 高月晴彦 | R2.9.8～R5.9.7 | |
| 教育長職務代理者 | 佐藤修水 | R1.5.28～R5.5.27 | |
| 委員 | 徳光優子 | R2.5.28～R6.5.27 | |
| 委員 | 河野浩一 | H29.9.8～R3.9.7 | |
| 委員 | 古里万里子 | H30.5.28～R4.5.27 | |

3 教育委員会の会議（令和2年度開催実績）

教育委員会の会議は、毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会の開催、緊急時の持ち回り決裁等、令和2年度において次のとおり会議を開催し、審議を行いました。

- ①教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針・・・ 1件
- ②教育委員会規則の制定又は改廃・・・・・・・・・・・・ 27件
- ③学校その他の教育機関の設置及び改廃・・・・・・・・・・ 1件
- ④事務局職員及び教職員の人事・・・・・・・・・・・・ 25件
- ⑤点検評価に関すること・・・・・・・・・・・・・・ 1件（報告）
- ⑥歳入歳出予算等、議会を経るべき事件の議案・・・・・・ 7件
- ⑦指定校変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14件
- ⑧文化財の指定、解除、保存及び申請・・・・・・・・・・・・ 2件
- ⑨その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17件

教育委員会議 第5回 令和2年4月1日（臨時）

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|-------|----------------|----|
| 議第33号 | 指定校変更について（保留分） | ⑦ |

教育委員会議 令和2年4月16日（持ち回り）

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|------|------------------------------|----|
| 議第⑤号 | 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校等の対応について | ⑨ |

教育委員会議 第6回 令和2年4月21日

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|-------|-------------------------------|----|
| 議第40号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第41号 | 令和2年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について | ④ |
| 議第42号 | 宇佐市公民館整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正について | ② |
| 議第43号 | 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について | ④ |

教育委員会議 令和2年4月24日（持ち回り）

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|-------|------------------------------|----|
| 議第44号 | 令和2年度教育費一般会計補正予算（第2号）(案)について | ⑥ |

教育委員会議 令和2年4月30日（持ち回り）

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|------|------------------------------|----|
| 議第⑥号 | 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校等の対応について | ⑨ |

教育委員会議 令和2年5月7日（持ち回り）

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|------|------------------------------|----|
| 議第⑦号 | 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校等の対応について | ⑨ |

教育委員会議 令和2年5月22日（持ち回り）

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|------|------------------------------|----|
| 議第⑧号 | 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校等の対応について | ⑨ |

教育委員会議 第7回 令和2年5月28日

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|-------|---------------------------------------|----|
| 議第45号 | 宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について | ④ |
| 議第46号 | 宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について | ④ |
| 議第47号 | 令和2年度宇佐市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について | ④ |
| 議第48号 | 社会教育委員の委嘱について | ④ |
| 議第49号 | 社会教育主事の発令について | ④ |
| 議第50号 | 公民館運営審議会委員の委嘱について | ④ |
| 議第51号 | 公民館分館長の任用について | ④ |
| 議第52号 | 宇佐市文化財調査委員会委員の委嘱について | ④ |
| 議第53号 | 宇佐市文化財調査委員会への諮問について | ⑨ |
| 議第54号 | 令和2年度宇佐学校給食運営委員会委員の委嘱（任命）について | ④ |
| 議第55号 | 令和2年度宇佐市立南部学校給食センター運営委員会委員の委嘱（任命）について | ④ |

教育委員会議 令和2年6月2日（持ち回り）

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|-------|------------------------------|----|
| 議第56号 | 令和2年度教育費一般会計補正予算（第4号）（案）について | ⑥ |
| 議第57号 | 宇佐市立学校管理規則の一部改正について | ② |
| 議第⑨号 | 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校等の対応について | ⑨ |

教育委員会議 第8回 令和2年6月26日

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|-------|------------------------------|----|
| 議第58号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第59号 | 宇佐海軍航空隊跡活用推進委員会設置要綱の一部改正について | ② |
| 議第⑩号 | 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る学校等の対応について | ⑨ |

教育委員会議 第9回 令和2年7月28日

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|-------|--------------------------------------|----|
| 議第60号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第61号 | 学習指導員設置要綱の制定について | ② |
| 議第62号 | 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について | ④ |
| 議第63号 | 第2次宇佐海軍航空隊跡保存整備計画の改訂について | ⑨ |
| 議第64号 | 宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正について | ② |
| 議第65号 | 令和2年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）について | ⑥ |
| 議第66号 | 宇佐市立和間小学校岩男次江寄附金活用事業助成金交付要綱の一部改正について | ② |
| 議第67号 | 三和文庫運営協議会委員の委嘱について | ④ |
| 議第68号 | 令和3年度使用 小学校用教科用図書採択について | ⑨ |
| 議第69号 | 令和3年度使用 中学校用教科用図書採択について | ⑨ |
| 議第70号 | 指定校変更について | ⑦ |

教育委員会議 令和2年7月29日（持ち回り）

| 区分 | 内 容 | 分類 |
|-------|---------------------------------------|----|
| 議第71号 | 宇佐市立学校修学旅行中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱の制定について | ② |

教育委員会議 第 10 回 令和 2 年 8 月 3 1 日

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|---------|------------------------------------|----|
| 議第 72 号 | 宇佐市立中学校生徒の通学費補助に関する条例の一部改正について | ② |
| 議第 73 号 | 宇佐市立中学校生徒の通学費補助に関する条例施行規則の一部改正について | ② |
| 議第 74 号 | 宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正について | ② |
| 議第 75 号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第 76 号 | 宇佐市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について | ④ |
| 議第 77 号 | 宇佐市民図書館協議会委員の任命について | ④ |
| 議第 78 号 | 宇佐市子ども読書活動推進計画実行委員の委嘱及び任命について | ④ |
| 議第 79 号 | 令和 2 年度教育費一般会計補正予算（第 7 号）(案)について | ⑥ |

教育委員会議 第 11 回 令和 2 年 9 月 2 9 日

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|---------|---------------------------------|----|
| 議第 80 号 | 宇佐市学校施設長寿命化計画策定検討委員会設置要綱の制定について | ② |
| 議第 81 号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第 82 号 | 宇佐市文化財の指定等について | ⑧ |
| 議第 83 号 | 令和 2 年度宇佐市社会教育功劳被表彰者について | ⑨ |

教育委員会議 第 12 回 令和 2 年 1 0 月 2 2 日

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|---------|-----------|----|
| 議第 84 号 | 指定校変更について | ⑦ |

教育委員会議 第 13 回 令和 2 年 1 1 月 2 4 日

| 区 分 | 内 容 | 分類 |
|---------|----------------------------------|----|
| 議第 85 号 | 宇佐市教育委員会事務局文書管理規程の一部改正について | ② |
| 議第 86 号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第 87 号 | 令和 2 年度教育費一般会計補正予算（第 8 号）(案)について | ⑥ |
| 議第 88 号 | 令和 2 年度宇佐市奨学生の転学に係る奨学資金贈与の継続について | ⑨ |

教育委員会議 第14回 令和2年12月24日

| 区分 | 内容 | 分類 |
|-------|--------------------------------|----|
| 議第89号 | 宇佐市幼児教育振興プログラム推進協議会設置要綱の制定について | ② |
| 議第90号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第91号 | 宇佐市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の制定について | ② |
| 議第92号 | 宇佐市立学校給食センター運営要綱の一部改正について | ② |

教育委員会議 第1回 令和3年1月28日

| 区分 | 内容 | 分類 |
|------|--|----|
| 議第1号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第2号 | 宇佐市文化財調査委員会専門部会設置要綱の制定について | ② |
| 議第3号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第4号 | 宇佐市立学校管理規則の一部改正について | ② |
| 議第5号 | 宇佐市立学校運営協議会規則の一部改正について | ② |
| 議第6号 | 宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について | ② |
| 議第7号 | 宇佐市立四日市幼稚園の休園について | ⑨ |
| 議第8号 | 宇佐市立長洲幼稚園の廃園及び宇佐市立幼稚園条例の一部改正について | ③ |

教育委員会議 第2回 令和3年2月15日

| 区分 | 内容 | 分類 |
|-------|-------------------------------|----|
| 議第9号 | 令和3年度教育委員会の基本方針等(案)について | ① |
| 議第10号 | 令和2年度教育費一般会計補正予算(第11号)(案)について | ⑥ |
| 議第11号 | 令和3年度教育費一般会計当初予算(案)について | ⑥ |
| 議第12号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第13号 | 長洲公民館複合施設建設基本計画について | ⑨ |

教育委員会議 第3回 令和3年3月7日（臨時）

| 区分 | 内容 | 分類 |
|-------|--|----|
| 議第14号 | 宇佐市学校施設長寿命化計画について | ⑨ |
| 議第15号 | 宇佐市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について | ② |
| 議第16号 | 学習指導員設置要綱の一部改正について | ② |
| 議第17号 | 宇佐市GIGAスクールサポーター設置要綱の制定について | ② |
| 議第18号 | 宇佐市ICT支援員設置要綱の制定について | ② |
| 議第19号 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する要綱の制定について | ② |
| 議第20号 | 令和3年度教職員人事について | ④ |

教育委員会議 第4回 令和3年3月29日

| 区分 | 内容 | 分類 |
|-------|------------------------------|----|
| 議第21号 | 宇佐市教育委員会事務職員人事異動について | ④ |
| 議第22号 | 令和3年度宇佐市奨学生の決定について | ⑨ |
| 議第23号 | 令和3年度藤・稲尾奨学生の決定について | ⑨ |
| 議第24号 | 宇佐市立学校の通学区域に関する規則等の制定について | ② |
| 議第25号 | 宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正について | ② |
| 議第26号 | 宇佐市教育委員会公印規則等の一部改正について | ② |
| 議第27号 | 令和3年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について | ④ |
| 議第28号 | 指定校変更について | ⑦ |
| 議第29号 | 令和3年度学校運営協議会委員の委嘱について | ④ |
| 議第30号 | 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について | ④ |
| 議第31号 | 社会教育指導員任用について | ④ |
| 議第32号 | 公民館長及び地区館長、分館長の任用について | ④ |
| 議第33号 | 宇佐市文化財の指定等について | ⑧ |
| 議第34号 | 宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について | ④ |

4 教育委員会開催の回数

| | | |
|-------|----------|-----|
| ・定例会 | 12回 | |
| ・臨時会 | 2回 | |
| ・持ち回り | 7回 | |
| ・議案件数 | 94件 | |
| 〔うち、 | 条例・規則改正等 | 27件 |
| | 人事案件 | 25件 |
| | その他 | 42件 |
| 〕 | | |
| ・告示件数 | 38件 | |
| ・協議事項 | 2件 | |
| ・報告件数 | 24件 | |
| ・傍聴者 | 0名 | |

5 教育関係機関等の訪問及び研修

学校現場を訪問することによって、学校経営や特色ある教育課程の編成に関する事項について、校長等との情報交換等を行うことや、授業参観とその後の協議を通して指導助言を行うことは、教育委員会の重要な活動でもあります。同時に教育環境（学校施設）の状況も視察し、子どもたちの学校生活、学習環境の状況の把握にも努めています。

また、各種研修会・講演会の出席、社会教育等施設の視察をすることによって、学術及び文化に関する識見を高め、教育委員としての資質向上に努めています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため多くの会議が開催中止となるなか、オンラインで開催された全国市町村教育委員会協議会ではリモートで意見交換会に参画しました。

| | |
|-------------------|-----------|
| ・市内学校訪問 | 2回（5校） |
| ・給食センター見学 | 2回 |
| ・社会教育等施設等訪問 | 2回 |
| ・図書館施設、資料見学 | 2回 |
| ・全国市町村教育委員会研究協議会 | 2回（オンライン） |
| ・九州市町村教育委員会連合会 | 福岡市（中止） |
| ・大分県市町村教育委員会連合会総会 | 日出町（中止） |



《学校訪問》



《平和資料館視察》



《盆地ギャラリー視察》



《給食センター視察》

6 総合教育会議

本市教育委員会では、平成24年度から教育委員と市長との意見交換会を行っていましたが、地教行法の一部改正により、平成27年度から全ての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置することとなりました。この会議で協議・調整をすることで、市長部局と教育政策の方向性を共有し、市の教育行政の推進を目指します。

・第1回 令和2年11月13日（金）

- ・宇佐市教育大綱について
- ・令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（令和元年度対象）について
- ・児童生徒の安全な通学路について
- ・新型コロナウイルス感染症対策について

・第2回 令和3年2月3日（水）

- ・令和3年度教育委員会の基本方針等について
- ・命の大切さについて
- ・大規模災害発生時における市の対応について



《総合教育会議》

7 入学・記念行事式典等への出席

児童・生徒の姿や学校の状況を把握することができる機会として、入学式をはじめとした儀式的行事、学習発表会や音楽発表会をはじめとした学術的行事、運動会をはじめとした体育的行事に出席しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため出席を見送りました。

8 教育行政方針の策定

本市教育委員会では、第二次宇佐市総合計画後期基本計画の「個性豊かな人材と文化を育むまち」の趣旨を踏まえ、『大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり』を目指して、令和2年3月に「宇佐市教育振興基本計画（改訂版）」を策定し、同年11月の総合教育会議で「教育大綱」として決めました。教育行政方針は、この「教育大綱」に沿って策定し、教育行政の推進に努めています。令和2年度も30の重点施策を柱に掲げ、当該年度に取り組む施策を体系化するとともに、具体的事業内容を明示するなど、教育分野の方向性を示し、本市の教育の一層の充実に向けて諸施策を推進しました。

教育委員会 主要事業

ICT機器を活用した学習の推進

市内の小中学校にタブレットを普及し、ICT機器を活用した学習を推進するとともに、学習環境の整備と活用を促進しています。

児童館の1・2化推進

児童館の1・2化推進により、児童館の役割をさらに拡大しています。児童館の役割は、1・2化に伴ってさらに拡大し、子どもたちの成長を支援することなく、地域の活性化、まちづくりの推進に貢献することを目指しています。

中学校生活学習指導要領の改訂

2022年度から中学校生活学習指導要領を改訂し、児童館の役割をさらに拡大しています。児童館の役割は、1・2化に伴ってさらに拡大し、子どもたちの成長を支援することなく、地域の活性化、まちづくりの推進に貢献することを目指しています。

児童館の1・2化推進

児童館の1・2化推進により、児童館の役割をさらに拡大しています。児童館の役割は、1・2化に伴ってさらに拡大し、子どもたちの成長を支援することなく、地域の活性化、まちづくりの推進に貢献することを目指しています。

宇佐市教育委員基本計画（改訂版）を策定しました。

宇佐市教育委員基本計画（改訂版）を策定しました。この計画は、令和2年度から令和7年度までの7年間の中期計画として策定されています。この計画は、宇佐市の教育の発展と、子どもたちの成長を支援することを目指しています。

令和2年度 宇佐市教育行政方針

大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷

第二次学芸員養成研修事業の計画書「個性豊かな人材と文化を育むまち」の策定を踏まえ、本市の教育行政の方向性を示すため策定した「宇佐市教育委員基本計画」は令和2年度から5年を計画し改訂されました。宇佐市教育委員からは、この計画に基づいて「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷」を掲げ、教育の発展と子どもたちの成長を支援することを目指しています。

宇佐市教育行政方針は、この基本計画に基づき、当面の取り組みを明確に示すとともに、長期的な方向性を示すとともに、教育の発展を示しています。

令和2年度 宇佐市教育委員会

宇佐市教育委員会の組織図と連絡先情報。

宇佐市教育委員会
〒862-8602 宇佐市大字上里1000-1
TEL/FAX 0978-278123-2670
FAX 0978-278123-2670

「学校が目指す教育」を表現していくための

3つのビジョンと10の取組の方向

社会を生き抜く力の養成

学びのセーフティネットの構築

絆づくりと活力あるコミュニティの形成

「目指す方向」に基づく30の重点施策

- 1 教育委員会の活性化
- 2 幼少教育の充実
- 3 安全・安心な学校づくり
- 4 学校・施設・設備の充実
- 5 教育内容の充実
- 6 生涯学習の推進・充実
- 7 地域に根ざした学校づくり
- 8 学校設備の充実
- 9 特別ニーズに対応した教育の推進
- 10 特別支援教育の推進
- 11 小・中学校教育の充実
- 12 高等学校教育の充実
- 13 生涯学習の推進・充実
- 14 生涯学習推進員の育成
- 15 生涯学習推進員の育成
- 16 生涯学習推進員の育成
- 17 青少年育成推進員の育成
- 18 青少年育成推進員の育成
- 19 青少年育成推進員の育成
- 20 青少年育成推進員の育成
- 21 人材育成の推進
- 22 人材育成の推進
- 23 人材育成の推進
- 24 人材育成の推進
- 25 人材育成の推進
- 26 人材育成の推進
- 27 人材育成の推進
- 28 人材育成の推進
- 29 人材育成の推進
- 30 人材育成の推進

5つの「学びの扉」

宇佐らしい教育の推進

- 1 教育内容の充実
- 2 教育関係者の育成
- 3 生涯を通じて学び育つ活動を支援
- 4 安全・安心な学校づくり
- 5 宇佐市の歴史・文化財の保存・継承・活用

9 宇佐市教育委員会便りの発行

教育委員会には、本市における教育行政の責任のある担い手として、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し、実行していくことが、一層強く求められています。そのためには、教育委員会の情報提供を行いながら、学校や地域教育施設等の計画的な視察、意見交換などを実施するとともに、学校における教育活動の状況や教育委員会が行っている施策等を地域住民や保護者に周知するなど広報活動の充実に努めています。

令和2年4月27日 №34
宇佐市教育委員会発行

退任のご挨拶

竹内 敏 前教育長

平成29年9月の就任から約7ヶ月、厚意から来て本市について何分かつらぬ私に、皆様から頂いたご支援をいただいたことに、深く感謝申し上げます。
この間、地域と学校の協働活動の推進、子どもたちの命を守る活動、学校と給食センターの連携推進等の確保などに力を入れました。
また、市民図書館や各公民館、素晴らしい歴史を持つ本市の文化財等に関して、地域に寄り添った仕事が多岐にわたりましたが、そして、これらを通じて、市役所、市教委などから、それぞれの分野の多くの方々にも、ひとたならぬお世話になりました。
4月からは九州国立大学事務局での勤務となります。学校教育と社会教育からは少し遠くなりますが、本市で学んだことを活かしていきたいと思います。
一点、新型コロナウイルス対応のさなかの就職とははなはだしい困難です。学校や各施設の再開に向け、よろしく願っています。
最後に、ご一緒させていただきました宇佐市の皆さまの御恩と皆様の一層のご活躍とご健勝を、教育として深くお祈り申し上げます。私からの退任の挨拶としてさせていただきます。これまで、本当にありがとうございました。

就任のご挨拶

高月 晴彦 教育長

令和2年4月1日に任命を受け、新たに教育長に就任いたしました。
教育長は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によれば、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとなっております。あらためて、その責務に身の引き締まる思いであります。
宇佐市には、これまでの教育長、教育委員会が培ってきた人が学び、子どもたちが学ぶ教育の土壌づくりという素晴らしい教育環境があります。
私もこの理念を引き継ぎ、その実現のため、宇佐市の教育大綱でもある「宇佐市教育振興基本計画」を踏まえながら、次世代を担う子どもたちが心豊かに、社会を生き抜く力を身に付けられるよう、また、人々のため、どこでも、だれでも学ぶことができるよう教育行政の充実、発展に努めて参りたいと思っております。
私をはじめ教育委員会一岡努力してまいりますので、皆様のご支援、ご協力のほどをお願い申し上げます。これまで、本当にありがとうございました。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

宇佐市教育振興基本計画(改訂版) 令和2年度 宇佐市教育行政方針

第二次宇佐市総合計画後期基本計画の第5章「個性豊かな人材と文化を育むまち」の施策を踏まえ、本市の教育行政の方向や施策を示すため策定した「宇佐市教育振興基本計画」は令和2年度から5年先を見通し、改定されました。宇佐市教育委員会では、この基本計画に沿って大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の振興を目指し、生涯にわたって共に学ぶ学習機会の充実に取り組んでまいります。
「宇佐市教育行政方針」は、この基本計画に沿って、当該施策に取り組むべき施策を示すとともに、具体的事業内容を明示するなど、教育行政の方針を示しております。

放課後児童クラブおよび四日市幼稚園の子どもちへ昼食を提供しました

新型コロナウイルス対策での臨時休業に伴い、放課後児童クラブへの通所を余剰なくされている子どもたちおよび給食中絶によりお困りなされている四日市幼稚園の園児に対し、3月19日(水曜日)の計5日、昼食の給食と保護者の負担軽減を目的に昼食を提供しました。

3月19日(水曜日)の給食
3月24日(火曜日)の給食

送迎バス運行が再開しました！
児童クラブのみんなのみんなのメニュー

「第34号」

令和2年7月8日 №35
宇佐市教育委員会発行

令和2年度 6月補正予算教育費主要事業

(新)校内通信ネットワーク整備事業
教育振興費(小学校・中学校)
給食センター運営費(学校給食材料事業費)
学習保障に必要な人的体制強化事業
(新)学校教育活動再開支援事業

国のGIGAスクール構想(1人1台端末等)の早期実現に併せて小学校校舎のタブレット整備及び通信環境整備(レンタル)導入等を進め、家庭でも学び続けられる環境整備を行う。
[84,274千円]

土曜日授業の廃止に伴い、2学期の開始時期を1週間前倒すことで平日の授業数が増加することとなり、1日授業で給食の提供が必要となるため、5日間の給食費について計上する。
[5,065千円]

新型コロナウイルスによる小中学校の休業に伴う学校給食の中止により、キャンセル不能となった食料等について、材料の買い上げ及び給送運賃の一部を支拂う。
[409千円]

新型コロナウイルス感染症影響下での「学びの保障」として人的体制の強化のため、スクールサポートスタッフの増員(17名)及び学習指導員の配置(10名)を行う。
[44,296千円]

アルコール消毒用品等の新型コロナウイルス感染症対策用品や、学びの定着を図るための補助教材等に要する経費を計上する。
[32,000千円]

通常登校が再開しました！

新型コロナウイルスの影響により、市内小中学校で分教室を中止していましたが、6月1日から通常登校が再開しました。再開にあたり、各学校ではマスクの着用をはじめ、次のような対策を行っています。

- ・最終的に検温、体調確認、校中のごまめな手洗い
- ・人と人の距離を明け、向き合わせにならない席間配置
- ・2方向を開放した窓際通風(可能な限り)
- ・身体距離や飛沫感染を低減する授業内容の工夫
- ・放課後の通風改善に教職員による消毒作業(多数の人が触る場所や道具)

宇佐おもしろ歴史ビュニク 第1回 廣福神社を散策

3月2日の臨時休校から、全ての図書館行事を中止していましたが、6月1日に「宇佐おもしろ歴史ビュニク」の第1回目が実施されました。講師は、昨年年度「謎」を学ぶおもしろ歴史文化講座に引き続き、小倉正五さん(宇佐の文化財を守る会)です。
当日は朝からの雨模様で中止が心配されましたが、午後には晴れ上がり、18名が廣福神社周辺の散策を楽しみました。

教科用図書展示会

6月12日(金)から6月26日(金)までの間、市民図書館2階で令和3年度教科用図書展示会が行われました。6月の定例教育委員会終了後、教育委員による展示会視察が行われ、各出版社の記述の違い等について、意見交換しました。

新教育委員を紹介します！

市教育委員に徳光優子(とくみつ ゆうこ)氏が任命されました。任期は令和2年5月28日から4年間となっています。

「第35号」

令和2年10月21日 №36
宇佐市教育委員会発行

宇佐市教育委員会便り

宇佐市では、戦前に宇佐海軍航空隊があった歴史を踏まえ、宇佐市平和ミュージアム構想の実現に向けた様々な事業に取り組んでいます。
今年度は戦後75年にある節目の年であると同時に、この地の空襲や宇佐海軍航空隊から構成された特異な特別攻撃隊「八幡隊」の出撃から75年を迎えることから、「戦後75年企画」として特別講演会や企画展などを実施しました。
体験者の生の声を聞く機会が減っていますが、関連資料や競争選挙にも関りつけないほどの思いや記憶が家に残っています。宇佐市の戦争の歴史に触れることで、平和の大切さと命の尊厳について思いをめぐらせてみませんか？

第1期 宇佐空の歴史を知る

8月8日(土) 場所:宇佐市平和資料館

第2期 平和のともじり

8月19日(土) 場所:城井1号機体験

第3期 宇佐空のゆうべ

8月29日(土) 場所:宇佐空の館

展示の特別解説や恒例企画特別展系を行いました。

平和への思いを込めて約900個の体験型火が打たれました。

演奏会(合唱・朗読)で平和を祈りました。

特別講演会「戦後から75年に思う」
9月8日(土) 場所:宇佐文化センターウイングA 小ホール

特別企画展「雲の基盤」の開催 - 海軍飛行予備士官と宇佐空 -
9月4日(金)～10月25日(日) 場所:宇佐市民図書館2階 遠藤記念ギャラリー

「宇佐海軍航空隊から特別出陣した(八幡隊)隊員には、宇佐海軍航空隊に入隊した多くの予備士官がいました。戦後の予備士官の目的ももに「文化芸術の振興」に在りし宇佐空の予備士官と空軍の隊員との心づなが繋がっています。今回、特別企画展や資料から、75年前の宇佐海軍航空隊と飛行予備士官の姿がみられます。

3Dプリンターでオオサンショウウオ復活！

全国で初公開となったオオサンショウウオの3Dデータを活用して、複製機を制作しました。この複製機は、宇佐産業科高校工業技術部の生徒が3Dプリンターを使って実物大(長さ75cm、重さ3.26kg)で作製したもので、重量は複製機では出来ず、手に取って確かめられる立体的複製機です。内部に鉛を入れることで全体重量を調整したほか、表紙の質感や小さな傷なども忠実に再現されています。

3Dプリンターで再現できない色については、美術部による彩色で再現されました。色や質感などもこだわり、まるで生きているようなリアルな複製機が完成しました。9月30日(水)に宇佐市役所で行われた贈呈式と、県立美術館で10月18日まで開催された展示会「日本の生物多様性とその保全」で披露されました。展示会終了後は、安心院地域複合交流所前庭遊歩道で10月下旬から公開予定です。ぜひ、手に取って館までご覧ください。

複製機を行いました！

こだわりの彩色

作製中……

「第36号」

令和3年1月13日 №37
宇佐市教育委員会発行

宇佐市教育委員会便り

新年あけましておめでとうございます。
皆様方におかれましては、希望に満ちた新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、旧暦は宇佐市の教育行政運営に対し、一方ならぬご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
昨年は新型コロナに始まり新型コロナに終わるような状態が、宇佐市教育においては、3月からの臨時休校と長期休校での学びの保証に様々な問題が発生しました。しかし、このような状態のない状況にもかかわらず、先生方の一方ならぬご協力と保護者の皆様のご理解とご協力のおかげで、休校で遅れた教育課程を例年より早く取り戻すことが出来たと感じています。心より感謝申し上げます。
また、社会教育でも、公民館の休館等により、各種講座やサークルなどの活動も休止せざるを得なくなりましたが、関係者のご協力により、再開出来る状況に感謝申し上げます。
なお、新年を迎えるにあたり、明るい話題もあります。まず、一つ目は今年度中に児童・生徒一人一人のタブレット端末が整備されます。休校時の活用のみならず、通常授業での活用も進められ、個性豊かな授業の展開も可能となります。二つ目は、宇佐市民図書館電子分館のサービス開始で、いつでもどこでも所蔵の電子書籍が読めるサービスです。ぜひとも利用してみてください。
三つ目は、小部連の指定史跡への参拝です。正式に指定されれば、市内の指定史跡は28ヶ所となり、全国に誇れる歴史遺産として、教育・観光への活用にもつながるものと考えています。
今冬はコロナの状態は収まっています。皆様も安心して、この試練を乗り越えたいことが、必ずや子供たちの将来にプラスになると考え、宇佐市の教育がより良いものとなるよう一層努力してまいりますので、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。本年もよろしくお願い申し上げます。

地球未来科授業として 児童たちが調査協力しました

地球未来科授業の一環として安心院小学校と深見小学校の児童が、三和酒造株式会社と安心院高校のコロナウィン醸造のための調査活動に参加しました。このコロナウィンは安心院高校の奥蔵で栽培されたドウを三和酒造株式会社の協力のもと加工したもので、収穫には深見小学校の5年生が参加しました。出来上がったウィンの一部は、参加した児童が成人するまで安心院高校で保管されます。また、安心院高校が行った「安心院のいいところ・好きなところ」のアンケート調査に安心院小学校の児童が回答し、地元を紹介する動画の作成に協力しました。作成された動画でも児童たちの協力の様子が紹介されています。

電子図書館「宇佐市民図書館電子分館」が開始!

自宅のパソコンやスマホなどで図書館所蔵の電子書籍が読めるサービスを1月26日(木)から開始しました！インターネット環境があれば、24時間いつでも利用可能で、休館日や閉館時間を気にすることなく読書を楽しめます。インターネット環境が整っていないご家庭には、タブレット端末や、液晶テレビが貸し出し電子書籍ならではの仕掛けが楽しめる本棚や、液晶テレビがなくても楽しめる電子書籍の貸出が可能です。

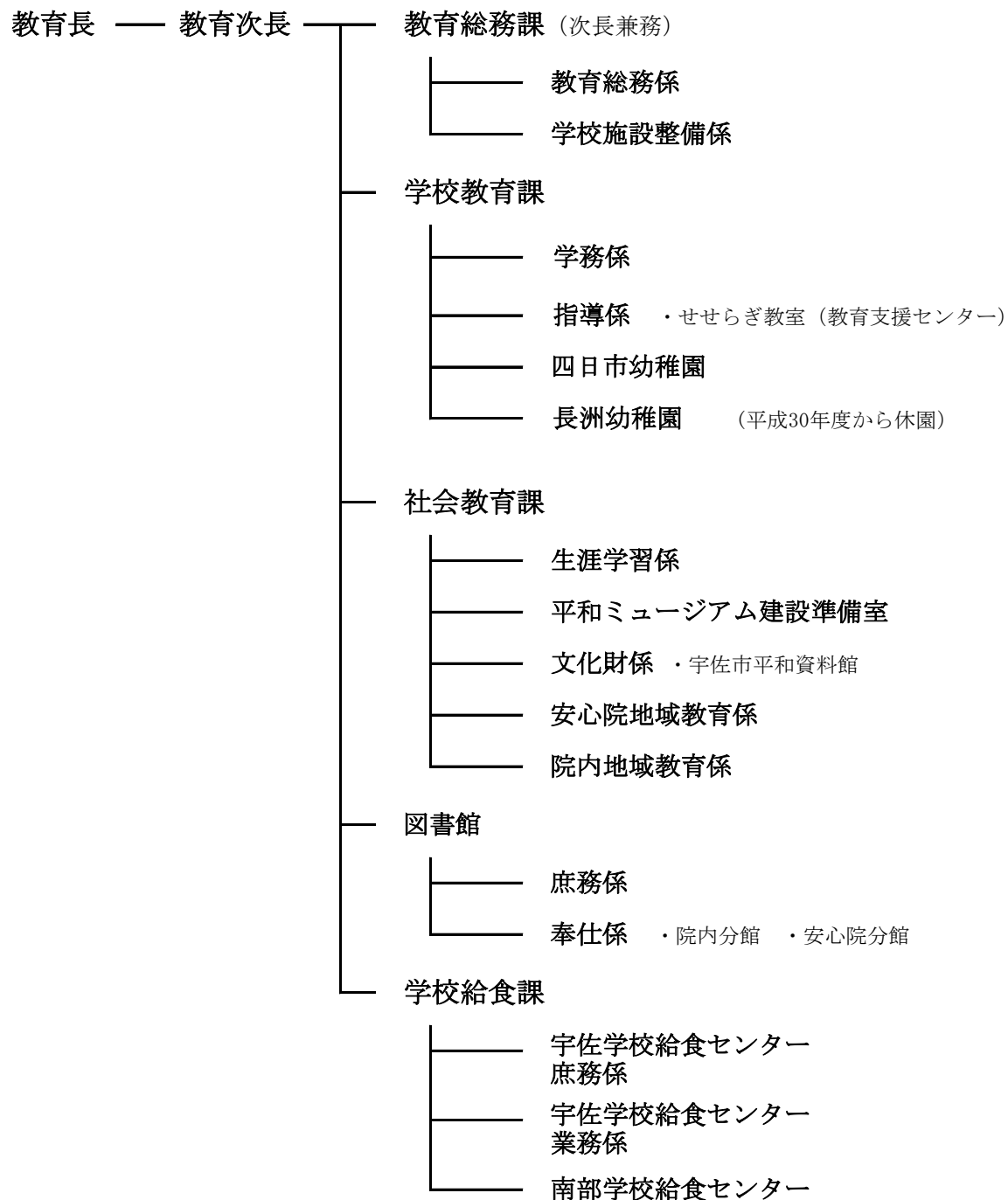
令和2年度中に約4,000タイトルの電子書籍が所蔵される予定です！(サービス開始時点で約2,300タイトルが貸出可能)

ご利用方法など、詳しくは宇佐市民図書館ホームページをご覧ください。

QRコードを読み取るか、「宇佐市民図書館 電子分館」で検索すると自動的にホームページ上の詳細ページへ移動します。

「第37号」

III 教育委員会事務局の行政組織（令和2年4月1日）



IV 点検評価シート

「宇佐市が目指す教育」を実現していくための
「3つのビジョン」と「10の取組の方向」

「取組の方向」に基づく
「30の重点施策」

**社会を生き抜く
力の養成**

**学びのセーフ
ティネットの構
築**

**絆づくりと活
力あるコミュ
ニティの形成**

1 教育委員会の充実

2 就学前教育

3 義務教育

4 特別支援教育

5 高等学校教育

6 生涯学習

7 青少年育成

8 人権教育・啓発

9 平和ミュージアム

10 文化財

1 教育委員会の活性化

2 幼児教育の充実

3 安全・安心な学校づくり

4 学校施設・設備の充実

5 教育内容の充実

6 学習環境の整備・充実

7 地域に開かれた学校づくり

8 学校給食の充実

9 特別なニーズに対応した教育の推進

10 特別支援教育環境の充実

11 小中高連携教育の充実

12 奨学制度による支援

13 生涯学習施設・設備の充実

14 生涯学習活動機会の拡充

15 図書館サービスの充実

16 読書活動の推進

17 青少年育成関係組織・体制の充実

18 健全な社会環境づくり

19 地域「協育力」の向上支援の充実

20 家庭教育支援の充実

21 人権尊重社会の推進

22 人権総合対策の推進

23 平和ツーリズムの推進

24 資料館の機能拡充

25 戦争遺構の保存整備

26 文化財の調査と保護

27 文化財の整備と活用

28 郷土資料の収集と保存

29 伝統文化の保存と継承

30 文化財愛護の啓発と普及

重点施策 1 教育委員会の充実 (1) 教育委員会の活性化

1. 目 標
 ・教育委員会の活性化
 ・開かれた教育委員会
 ・「うさ教育・家庭・読書の日」の推進

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|--------|-------|-------|-------|-------|----------------|----|
|--------|-------|-------|-------|-------|----------------|----|

(1) 教育委員会の活性化

| | | | | | | |
|---------------------|-----------------------|---------|---------|---------|--|---|
| ①教育委員の視察・研修会への取組の充実 | 学校、各種教育施設の視察・先進地研修 | 実施(9回) | 実施(10回) | 実施(9回) | 学校訪問2回(5校) 社会教育施設訪問2回 図書館訪問2回 給食センター訪問2回 市町村教育委員会研究協議会(オンライン開催)2回 九州市町村教育委員会連合会(福岡市)中止 大分県市町村教育委員会連合会総会(日出町)中止 | A |
| ②総合教育会議の開催 | 市長と教育長、教育委員との「総合教育会議」 | 実施(年2回) | 実施(年2回) | 実施(年2回) | 第1回目(R2.11.13) ○令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書(令和元年度対象)について 第2回目(R3.2.3) ○令和3年度教育委員会の基本方針等について | A |

(2) 開かれた教育委員会

| | | | | | | |
|-------------|--------------------------|---------|---------|---------|--|---|
| ③教育行政方針の策定 | 教育委員会の方向性を明確化する | 実施 | 実施 | 実施 | 「教育行政方針」配布先 教育委員会事務局職員等 公民館、図書館 | A |
| ④教育委員会便りの発行 | 教育委員会実施行事の広報、内容の充実 | 実施(年4回) | 実施(年4回) | 実施(年4回) | 教育委員会の実施事業、行事の広報 No.34～No.37 (発行部数:1回166部) 各学校・図書館・公民館等に配布、ホームページに掲載 | A |
| ⑤ホームページの充実 | 教育委員会会議録・教育行政方針・市教委便りの掲載 | 実施 | 実施 | 実施 | 教育委員会会議録、宇佐市教育振興基本計画後期改訂分、教育行政方針、教委便り等の掲載 | A |

3. 課題・問題点

- 総合教育会議により、市長部局と教育政策の方向性を共有し、市の教育推進を目指す。今後も、この会議において、さまざまな課題について協議・調整を行う。
- 教育委員の視察・研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くが開催中止となったが、オンラインで開催された研究協議会には参加することができた。
- 開かれた教育委員会を目指し、教育委員会の施策や実施行事等について、年度毎の「宇佐市教育行政方針」、年4回の「宇佐市教育委員会便り」の発行や、広報うさやホームページ等を活用し、市民に対して積極的に情報提供に努める必要がある。
- 「うさ教育・家庭・読書の日」の推進について、教育委員会便り等を通して啓発に努める必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・教育委員の研修について、様々な研修をされてきているので、どのような研修をしているのか内容的なものを公開してはどうか。
 ・教育委員会便りやホームページは充実してきているが、様々な年齢層・生活環境の方々に対応するためには、紙媒体での発行、配布も必要だと思うので、今後も継続してほしい。

重点施策 2 就学前教育 (2) 幼児教育の充実

1. 目 標

- ・ 幼児教育の質の向上
- ・ 幼保小の連携

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|---|----|
| (1) 幼児教育の質の向上 | | | | | | |
| ①宇高地区幼稚園教育協議会 | 年2回 | 実施 | 実施 | 実施 | 宇佐市・豊後高田市の幼稚園教育の振興・充実のため年2回協議会を開催し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続について情報交換を行いながら研究に取り組むことができた。 | A |
| ②外部講師を招聘した園内研修の実施 | 年3回 | 実施 | 実施 | | 外部講師による研修を実施し、幼児教育の在り方等について学習することができた。 | A |
| (2) 幼保小の連携 | | | | | | |
| ③幼保小連携研修会 | 年2回程度 | 実施 | 未実施 | 実施 | 幼児教育と学校教育との円滑な接続の推進のため各幼児教育施設や小学校の担当者を対象に研修会を開催し、情報交換や情報共有を行う予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 | E |

3. 課題・問題点

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続については、宇佐市内の全幼児教育施設や小学校と連携を図りながら一層推進していく必要がある。
- 子育て環境の変化や保護者のニーズを踏まえつつ、質の高い幼児期の教育を総合的に提供するための条件整備を行い、幼稚園教育の充実に取り組む必要がある。
- 四日市幼稚園は休園となったが、幼児教育の充実に向け、保幼小との連携を深めていく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・ 幼児教育は小学校入学まで円滑な接続に向けてよく尽力してくれている。市町村レベルでの取組が大事なので、今後も引き続き教育内容の充実をお願いしたい。
- ・ 災害時の対応について、幼児教育・保育施設の職員のみで対応することがないような市のシステムを作ってほしい。

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 重点施策 | 3 義務教育 | (3) 安全・安心な学校づくり |
|------|--------|-----------------|

| | |
|--------|---|
| 1. 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・落下物や転倒物から子どもたちを守るため、非構造部材の耐震対策の継続 ・学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進 ・遊具等の安全点検の実施 |
|--------|---|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|----------------------------------|---------|--------------|--------------|--------------|---|----|
| (1) 学校生活を不自由なく過ごせるように、バリアフリー化の推進 | | | | | | |
| ①バリアフリー化の推進 | スロープの設置 | 実施 | 未実施 | 実施 | (事業効果) 長洲小学校及び四日市南小学校の障がい者児童対応をするため、令和2年度に設計を行い施工中であるが、令和2年度でスロープ未設置の学校への設置には至らなかった。 | C |
| (2) 遊具等の安全点検の実施 | | | | | | |
| ②小学校遊具の整備・充実 | 個別遊具の設置 | 実施 (個別5校) | 実施 (個別6校) | 実施 (個別5校) | (事業効果) 長峰小、横山小、宇佐小、西馬城小、四日市南小、津房小6校については個別遊具を設置。個別遊具の更新を計画的に図ることにより、心身の発達・自主性・創造性を身につけることにつながった。 | A |

3. 課題・問題点

○バリアフリーの推進については、教育振興基本計画では令和6年度までに全ての小中学校31校にスロープを設置する指標を掲げている。現在小中学校21校の校舎・体育館にスロープを設置しているが、今後も計画的に実施する必要がある。なお、エレベータ設置も含め費用対効果を勘案して計画的に取り組む必要がある。

○非構造部材の耐震化は、長寿命化計画による計画的な改修工事に合わせて実施する。

○遊具の整備は、効果を勘案して継続的に実施する必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・遊具等の安全点検について改善の指摘があった場合は、早急な復旧を行ってほしい。

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 重点施策 | 3 義務教育 | (3) 安全・安心な学校づくり |
|------|--------|-----------------|

| | |
|--------|--|
| 1. 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全の推進 ・ 学校保健の充実 |
|--------|--|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|--------|-------|-------|-------|-------|----------------|----|
|--------|-------|-------|-------|-------|----------------|----|

(1) 学校安全の推進

| | | | | | | |
|--------------------------------|------------------------|----|----|----|---|---|
| ①学校安全計画の策定 | 学校安全計画を策定し、学校の安全を確保 | 実施 | 実施 | 実施 | 各校で全体計画、年間指導計画を策定し、学校教育活動全体を通して安全指導を実施できた。 | A |
| ②防災教育及び避難訓練の実施 | 学校安全計画に基づく防災教育・避難訓練の実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 危機管理マニュアルを見直すとともに、防災訓練や不審者対応など関係機関との連携を強化した取組ができた。 | A |
| ④保護者、地域住民との連携を強化したスクールガード体制の確立 | 体制の確立・強化と安全で安心な環境づくり | 実施 | 実施 | 実施 | 登下校時の安全対策など、保護者や地域住民との連携を強化して取り組んでいる。 | A |
| ⑤生徒の命と安全を守る取組 | 中学校生徒自転車通学用ヘルメット購入費補助金 | 実施 | 実施 | 実施 | 中学校7校において生徒の命と安全を守るため補助金事業を実施。補助額1,300円又はヘルメットの購入に要した費用の額のいずれか低い額 | A |

(2) 学校保健の充実

| | | | | | | |
|----------------------|------------------------|----|----|----|--|---|
| ③学校保健計画の策定 | 心身の健康のための保健計画の策定 | 実施 | 実施 | 実施 | 保健管理、保健教育、組織活動を柱として月目標を決め、年間を通して保健指導ができています。 | A |
| ⑥児童生徒、教職員の健康診断の実施 | 学校保健安全法に基づく健康診断 | 実施 | 実施 | 実施 | 新型コロナの影響により実施時期は下がったが、年度内の実施はできた。教職員については2次検診の早期受診を徹底していく必要がある。 | B |
| ⑦学校における労働安全衛生管理体制の整備 | 定期的な労働安全委員会の開催と労働環境の改善 | 実施 | 実施 | 実施 | 労働時間や環境の改善に向け、労働安全衛生委員会を開催している。喫緊の課題である教職員の時間外勤務の改善については、タイムカードの導入による客観的把握やノー残業デーの取組等により働き方の意識改革は進みつつある。しかし、学校現場が抱える課題は多種多様であるため、労働軽減のための具体的な施策・支援等が引き続き必要である。 | B |

| | | | | | | |
|------------------------------|----------------------|----|----------------------------------|----|--|---|
| ⑧児童生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスへの早期対応 | 健康相談・指導体制の構築 | 実施 | 実施 令和2決算額 (300千円) | 実施 | 心のケアに対応できるようにスクールカウンセラーを配置。教職員のメンタルヘルス対策として、産業医を置いているが、相談体制をさらに充実する必要がある。 | B |
| ⑨フッ化物洗口による歯と口の健康 | 市内全小中学校におけるフッ化物洗口の実施 | 実施 | 未実施 令和2決算額 (198千円) | 実施 | 市内全小中学校において実施予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。実施予定であったことから消耗品(ミラノール、リンゴカル)を購入。 | E |
| ⑩教職員の負担軽減の推進 | 留守番電話、タイムカードの導入 | 実施 | 留守番電話導入 未実施 タイムカード導入 実施 | 実施 | タイムカードを導入し、勤務時間の客観的把握がより正確にできるようになった。留守番電話については令和2年度中の導入ができなかった。 | B |

3. 課題・問題点

- 学校保健安全法を基に児童生徒教職員の健康の保持増進を図っていく。多忙な中、2次検診の受診が遅れる教職員も多いため、早期受診の徹底及び関係機関との連携による継続的な取組を進めていく必要がある。
- 教職員が本来担うべき業務を見直しワークライフバランスの視点に立った働き方改革を進めていくが、根本的な解決には教職員定数改善をはじめとする教育環境整備も必要であり、引き続き国及び県に働きかけていく。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・避難訓練の実施にあたっては、実際の災害時等に児童生徒が自分で判断し行動できる力をつけるような工夫が必要。
- ・検診についてはぜひ二次検診を受けるように推奨してほしい。まずは健康を大切にほしい。
- ・働き方改革については、保護者対応等についての専用窓口の設置など、教職員の負担軽減と学校としての責務を果たせるようなシステムづくりが必要。

重点施策 3 義務教育 (4) 学校施設・設備の充実

1. 目 標
 ・公立学校の規模の適正化
 ・学校施設・整備の充実

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|-------------------------|--|-------|---------------------------------------|-------|--|----|
| (1)公立学校の規模の適正化 | | | | | | |
| ①公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会開催 | 公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会開催 | 開催予定 | 開催(2回) | 開催予定 | 令和2年度は、公立学校の適正規模等について、2回開催した。適正規模の基準(小学校6学級以上、中学校3学級以上)に満たしていない小規模校11校を対象にアンケート調査を行い、実情把握に努めた。 | B |
| (2)学校施設・整備の充実 | | | | | | |
| ②学校施設環境整備活動支援事業(小中学校) | 学校設備の改善を促進するため、地域やPTA等により自主的に行う環境整備活動を支援する | 実施 | 小学校(6校) 中学校(1校) 実施 (1,107千円) | 実施 | 学校・PTA・地域等で連携して実施。令和2年度はプール日よけ設置、児童用玄関整備、机椅子の補修など学校の環境整備に対しての材料費の支援を行った。 | A |
| ③教育環境の質的向上 | 机・イスの計画的な更新 | 実施 | 小中学校 実施 (2,392千円) | 実施 | 特別教室の机・椅子を更新 小学校8校 机78台、椅子109脚 中学校5校 机67台、椅子191脚 | A |

3. 課題・問題点

○令和2年度は検討委員会を2回開催し、令和元年度に宇佐市教育委員会として定めた適正規模の基準(小学校6学級以上、中学校3学級以上)を満たしていない小規模校11校区の学校関係者や地域住民等を対象にアンケート調査を行った。令和3年度も引き続き、検討委員会の開催を予定しているが、アンケート結果から得られた意見も参考にしながら学校のあり方等を検討し、課題の解決に向け、更に調査、研究を行う必要がある。

○「学校施設環境整備活動支援事業」は、これまでの全小中学校へ予算額を分配し実施する方式から、令和2年度より担当課で審査を行うことで対象校を絞り、決定した事業に対しより厚く支援する方式へと変更した。これにより、これまで以上に地域人材を活用したアイデアあふれる事業が提出され、学校施設環境の整備に寄与することができた。令和3年度も同様の方式で事業を進めていく。

○机・椅子の更新は、老朽化した机・椅子を現在のJIS規格に合致したものへ更新することを目的に平成25年度からスタートしており、普通教室は平成29年度に終了し、特別教室については令和5年度に終了する計画で更新を行ってきた。令和2年度は、特別教室の机・椅子更新のほか、児童生徒数の増による追加要望にも対応した。

4. 事務点検評価委員の意見

・公立学校適正規模及び適正配置については、子どもの教育を一番に考えた方策を示すため、学校現場や保護者、地域と連携し、調査・研究に努める必要がある。

重点施策 3 義務教育 (4) 学校施設・設備の充実

1. 目 標
 ・老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施(校舎、体育館、空調機器、トイレ等)
 ・学校施設長寿命化計画の策定

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|--|-------------|------------------------------|--|---------------------------------|--|----|
| (1)老朽化に伴う教育施設・設備の改修・整備の実施(校舎、体育館、空調機器、トイレ等) | | | | | | |
| ①教育環境の質的向上(エアコン整備事業) | 特別教室の空調機器設置 | 実施 (令和元年度繰越中学校特別教室(整備7校)) | 令和元年度 実施設計 2,959千円 (工事) 65,089千円 令和2年9月完成 | 令和2年度繰越 小学校特別教室及び少人数教室(整備6校) | 令和元年度に実施設計完了。生徒等の快適な教育環境の整備を図るために中学校7校の特別教室にエアコンを設置した。 | A |
| ②教育環境の質的向上(小中学校各種設備改修事業) | トイレの環境改善等 | トイレ洋式化率 57%以上 | 実施 トイレ洋式化率 58% | トイレ洋式化率 59%以上 | (工事の成果) 子どもたちの教育活動に支障をきたすことがないよう教育環境の質的向上が図れた。 | A |

3. 課題・問題点

- 令和元年度事業で中学校7校の特別教室のエアコン整備事業を完了した。令和2年度新型コロナウイルス感染症対策も含め、小学校6校の特別教室及び少人数教室に空調設置の事業を行っており、令和3年9月中には設置完了予定である。
- 令和3年3月に長寿命化計画を策定した。耐震化事業に併せて大規模な改修が実施できた施設とは反対に、耐震性がある施設については十分な改修が行われていない状況にある。今後、施設の長寿命化計画に基づき計画的に長寿命化対策を講じる必要がある。
- トイレの環境改善は長寿命化計画と合わせて、学校関係者の意見も取り入れながら計画的に改修を行う必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・空調設置及びトイレ改修については、今後も交付金の活用を図ってほしい。
 ・トイレを改修することにより、児童もより一層に維持管理に努めると思われるため改修を進めてもらいたい。

| | | |
|------|--------|-------------|
| 重点施策 | 3 義務教育 | (5) 教育内容の充実 |
|------|--------|-------------|

| | |
|--------|--|
| 1. 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実 ・ 豊かな心の育成 ・ 健やかな体の育成 |
|--------|--|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---|--|-------|---------------------------------|-------|--|----|
| (1) 確かな学力を身に付けるための教育内容の充実 | | | | | | |
| ①宇佐市ステップテスト | 宇佐市ステップテスト(中1、中2) | 実施 | 一部実施 令和2 決算額 (1,607千円) | 実施 | 新型コロナによる全国一斉の臨時休業のため、4月(中1)は実施ができなかった。1月(中1・中2)の実施により、生徒の学力の定着状況を把握し、指導に反映することができた。 | A |
| ②学校教育支援教員等配置事業 | | 27人配置 | 22人配置 | 25人配置 | | |
| ②-1 複式授業改善臨時講師 | 複式学級の授業改善を図るため臨時講師を配置する | 16人配置 | 16人配置 | | 臨時講師を配置し、複式学級におけるきめ細かな指導や授業改善を図ることができた。 | A |
| ②-2 多人数学級支援教員 | 36人以上で単式学級となる多人数学級に支援教員を配置する | 4人配置 | 3人配置 | | 配置により少人数指導、習熟度別指導等によるきめ細かな学習指導を行うことができたが、配置できない学校があった。 | B |
| ②-3 習熟度別学習指導教員 | 習熟の程度に応じたきめ細やかな学習指導を行うため、中学校に習熟度別学習指導教員を配置する | 5人配置 | 1人配置 | | 生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導を行うための配置を予定していたが、人員不足により十分な配置ができなかった。 | B |
| ②-4 外国語指導教育指導員 | 市教委に外国語指導教育指導員を置き、ALTと英語科担当教員との連絡調整及び授業内容の連携を図る | 1人配置 | 1人配置 | | ALT5名と学校間の連絡調整や英語教育についての指導を行った。 | A |
| ②-5 児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター | 市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育の充実や学校支援を図る | 1人配置 | 1人配置 | | 特別な支援を必要とする児童生徒の指導計画や支援計画及び指導方法の充実を図ることができた。また人権・部落差別解消について教職員研修や授業についての資料作成、学級集団づくりについての助言等により、各校の教育内容について支援することができた。 | A |
| ③外国語指導助手派遣事業 | 外国語への興味、関心を高め、グローバルな感性を育成するため指導助手を派遣する | 5人派遣 | 5人派遣 | 5人派遣 | 外国語への興味・関心を高め、積極的に外国の人と関わろうとする態度を育成するため外国語指導助手を派遣した。令和2年度より小学校外国語活動・外国語科が必修となり、時間数が増えALTが派遣できない時間があった。 | B |
| ④中学生短期留学事業 | 国際感覚を身につけた人材と、英語力向上をめざし中学生を海外に派遣する | 20人派遣 | 未実施 | | 国際感覚を身につけた人材を育成するためハワイに中学生20人を派遣予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 | E |

| | | | | | | |
|--|--|-------------------|------------------------|-------------------|---|---|
| ⑤総合的な学習等を活用したふるさと教育・キャリア教育の推進 | ふるさとの「人・もの・こと」を活用した体験型学習、探究型学習を通じて郷土の理解促進を図る | 実施 | 実施 | 実施 | 各校において、地域の特色を生かして人・もの・ことから学ぶ学習に取り組んでいる。今後も外部講師を活用した系統的な学習を展開させていく必要がある。 | A |
| (2)豊かな心の育成 | | | | | | |
| ⑥夏休みの短縮 | きめ細やかな指導、ゆとりある授業時数の確保 | 実施 | 実施 | 実施 | 令和2年8月25日～31日の5日間で実施。 | A |
| ⑦人権教育ブロック別研修会及び市指定研究会 | 市指定研究会を実施し、児童生徒の人権意識を育成する効果的な教育実践の交流を図る | 実施 | 実施 | 実施 | 各ブロックごとに授業研究会及び実践交流会を開催した。市人研指定の研究会を駅川ブロックの5校で開催し、学習を深めることができた。 | A |
| ⑧宇佐市人権フォーラムの開催 | 各校における人権教育の実践を交流し、教職員の人権意識の高揚を図る | 実施 | 未実施 | 実施 | 8月に開催し、市内教職員の多くの参加により研修を深める予定であったが新型コロナウイルス感染症の影響により中止。 | E |
| ⑨教育支援センター(せせらぎ教室)事業 | 不登校児童生徒の学習機会の確保及び自立支援のため教育支援センターに指導員、臨床心理士等を配置する | 指導員4人、臨床心理士等置 | 指導員4人、臨床心理士等1人配置 | 指導員4人、臨床心理士等配置 | 学校と指導員、臨床心理士の連携を深め、初期対応の充実ができた。また、継続的に相談活動を行い、学校・家庭支援も進めることができた。 | A |
| ⑩スクールソーシャルワーカー活用事業 | 福祉と精神保健に関して専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用して、学校の問題解決能力の向上を図る | スクールソーシャルワーカー3人配置 | スクールソーシャルワーカー3人配置 | スクールソーシャルワーカー4人配置 | 3名のスクールソーシャルワーカーが週2日勤務し、児童生徒を取り巻く環境の改善を目的に学校や保護者に対して専門の立場から効果的な支援を行い、学校や家庭からのニーズも高い。児童生徒の個別の状況も複雑化していることから、増員が望まれる。 | B |
| (3)健やかな体の育成 | | | | | | |
| ⑩体力向上推進事業の推進 | ・走力の向上を目指した取組 ・なわとびを活用した体力づくりの取組 | 実施 | 実施 令和2決算額 (51千円) | 実施 | 「走力」及び「なわとび」を中心に各校の実態に応じて「1校1実践」に取り組む、運動する機会の増加が図られた。 | A |
| 3. 課題・問題点 | | | | | | |
| <p>○学校・地域・家庭の協働による三つの資質能力(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)の育成を目指した質の高い教育を提供し、安心して信頼して子どもを託すことのできる教育環境の整備が求められている。</p> <p>○少人数指導や習熟度別学習の実施等により、個に応じた学習指導を行うことで、確かな学力の定着を図ってきた。今後も継続していく必要があるが、教員免許を所持する人材の不足が大きな課題となっている。</p> <p>○人権教育や道徳教育等に取り組むことで人権感覚を育むとともに、豊かな心の育成に今後も努める必要がある。</p> <p>○地域人材の専門性がより発揮される体制づくりを更に進めてく必要がある。</p> <p>○児童生徒を取り巻く多様な課題を解決するためにスクールソーシャルワーカーの役割が重要になっている。今後、関係機関と連携を密にしていくためにも増員が必要である。</p> | | | | | | |
| 4. 事務点検評価委員の意見 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育支援教員等配置事業の多人数級支援教員と習熟度別学習指導教員は、人員確保について努力している点は評価できる。 ・複式授業解消等の必要性について、少人数の学校の現状や人材確保の観点から考えてほしい。 ・外国語指導助手派遣事業と中学生短期留学事業の在り方の見直しも必要ではないか。 | | | | | | |

| | | |
|------|--------|----------------|
| 重点施策 | 3 義務教育 | (6) 学習環境の整備・充実 |
|------|--------|----------------|

| | |
|--------|--|
| 1. 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 ・ 信頼される教職員の育成 ・ 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援 |
|--------|--|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|----------------------------------|--|-------------------------|--|-------------------------|---|----|
| (1) 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 | | | | | | |
| ①理科教育等設備整備事業 | 理科教育設備の整備率の低い学校から順次整備小学校4校、中学校1校 | 封戸小・四日市北小・長洲小・院内北部小・北部中 | 封戸小・四日市北小・長洲小・院内北部小・北部中 令和2決算額(1,240千円) | 院内中部小・南院内小・佐田小・安心院小・長洲中 | 予定された各校に順次整備を行った。(生物顕微鏡、内臓模型など) | A |
| ②小中学校教育システム最適化事業 | 小中学校の教育システムの構築により業務効率及びセキュリティの向上を図る | 校務ソフトの活用 | 校務ソフトの活用 令和2決算額(59,336千円) | 校務ソフトの活用 | 各校において校務ソフトが活用され教職員の業務効率が上がっている。令和2年9月30日で校務支援システムの5年契約が満了し引き続き1年間の再契約を実施。 | A |
| ③GIGAスクール構想の実現 | 校内通信ネットワーク整備事業 | 実施 | 実施 令和2繰越予算額(51,590千円) 令和2予算額(65,725千円) | 実施 | 校内通信ネットワーク整備に加え、国の前倒し事業に伴い各校における児童生徒1人1台端末の導入を実施。令和元年(1,416台)、令和2年(3,160台) | A |
| ④ICT支援員 | ICT機器を活用した授業への教材作成支援及び操作サポートを行うための配置 | 2人配置 | 2人配置 | 2人配置 | 各学校のICT関連機器の設置や不具合等に対応するため支援員を配置。学校のニーズに応じた素早い対応が実現できているが、今後加速する学校における情報化へ対応するための増員が必要。 | A |
| ⑤校務支援システムサポーター | 校務支援ソフトウェアのフォーマット作成及び年度更新作業。更には、教職員への操作サポート業務のため配置 | 1人配置 | 1人配置 | 2人配置 | 各学校のニーズに応じた業務支援により、校務支援ソフトの活用を充実させることができた。 | A |
| ⑥学校図書館活用推進事業 | 学校司書の配置 | 8人配置 | 8人配置 | 8人配置 | 学校図書館の蔵書整理、環境整備のため学校司書を配置しているが、現在、4校に1人程度の配置であることから図書館教育の充実のためには増員が必要である。 | A |

| | | | | | | |
|------------------|--|---|--------------------------------|--|---|---|
| ⑦部活動指導員の配置 | 部活動顧問として対応できる部活動指導員を配置することで教員の長時間労働の改善を図る | 4人配置 部活動指導員 1日2時間 週3日 | 6人配置 部活動指導員 1日2時間 週3日 | 6人配置 部活動指導員 1日2時間 週3日 | 県の事業により増員できた。配置校においては、教員の負担軽減ができています。 | A |
| ⑧スクールサポートスタッフの配置 | 教員の長時間労働を改善し負担軽減を図ることで、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する | 4人配置 スクールサポートスタッフ 1日6時間 年間200日 | 20人配置 | 10人配置 スクールサポートスタッフ 1日6時間 年間200日 | 配置校においては、教員の負担軽減ができています。当初、4名の配置を行い、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い国の補正予算において16名を増員した。 | A |
| ⑨学校図書購入事業 | 小中学校の学校図書購入 | 実施 | 実施 令和2決算額 (13,915千円) | 実施 | 小中学校の図書館充実のため図書を購入した。(小学校5,477冊、中学校2,630冊) | A |

(2) 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

| | | | | | | |
|-------------|---|----|--|----|--|---|
| ⑩遠距離通学補助事業 | タクシーによる送迎業務委託と路線バスの定期代補助 | 実施 | 実施 ・遠距離通学児童生徒送迎業務委託 (13,763千円) ・スクールバス通学定期代 (2,023千円) ・遠距離通学費補助金 (1,898千円) | 実施 | ・遠距離通学児童生徒送迎業務委託…四日市南小、院内北部小に遠距離から通学する児童及び佐田地区から安心院中に通学する生徒に対しタクシーによる送迎業務を実施した。(44人) ・スクールバス通学定期代…深見・津房地区のうち路線バスが運行している地域の生徒が安心院中に通学するためバス定期代を補助した。(17人) ・遠距離通学費補助金…院内地区の小学校で3km以上及び市内の中学校で5km以上の児童生徒に対し路線バス代を補助した。(16人) | A |
| ⑪スクールバス運行事業 | 市所有バスを利用した送迎業務委託 | 実施 | 実施 令和2決算額 (14人・3,476千円) | 実施 | 路線バスの運行がない地域(深見・津房・上麻生)の児童生徒が四日市南小、安心院中に通学するため市所有バスで送迎業務を実施した。 | A |
| ⑫就学援助費 | ・就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助費の支給 ・入学前支給の早期化 | 実施 | 実施 令和2決算額 (81,915千円) | 実施 | 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行った。(小学校604人、中学校311人)また、入学準備がスムーズに行えるよう入学前の支給を早めた。 | A |

3. 課題・問題点

- 国の方針に基づき、今後ICT機器の整備や教員の研修が急務となっている。ICT環境の更新、トラブルやセキュリティ対応について長期の見通しをもった施策が必要となるため、専門的な知識を持つ職員の増員が必要である。
- 部活動指導員、スクールサポートスタッフ等については配置校では教員の負担軽減ができていますが、今後全校配置が望まれる。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・ICT活用の推進については、かえって現場が忙しくなっている面もないか。教育現場は対人間の職場でもあるので、アナログも大切。便利な面とよくない面の両面を考えた活用が必要。

| | | |
|------|--------|-------------------|
| 重点施策 | 3 義務教育 | (7) 地域とともにある学校づくり |
|------|--------|-------------------|

| | |
|--------|------------------------------|
| 1. 目 標 | ・ 確かな絆で結ばれた地域とともにある特色ある学校づくり |
|--------|------------------------------|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---------------------------------------|----------------------|-------|-------|-------|--|----------|
| (1) 確かな絆で結ばれた地域とともにある特色ある学校づくり | | | | | | |
| ①宇佐市教育の日を中心とした学校公開の推進 | 毎月19日を宇佐市教育の日として学校公開 | 実施 | 実施 | 実施 | 新型コロナウイルス感染症の影響により計画通りにはできなかったが、各校で感染防止対策や規模等を工夫して可能な限り実施した。 | B |
| ②学校運営協議会制度の活用による地域とともにある学校づくり | 学校運営協議会制度の活用 | 実施 | 実施 | 実施 | 新型コロナウイルス感染症の影響により計画通りには実施できなかったが、各校の状況に応じて、地域と連携を深めてきている。 | A |

3. 課題・問題点

○新型コロナウイルス感染症の影響により、学校公開も含め保護者・地域との関わりが例年より持ていない状況であるが、各校の状況に応じて工夫しながら公開や連携を行っている。アフターコロナを見据え、今後、児童生徒のために学校、家庭、地域がどのように連携し、どのように学校支援活動を推進していくかについて学校運営協議会制度を活用して熟議していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・地域のまちづくり協議会が学校と連携できているところもある。アナログとデジタルが共存する社会の中で、今後も連携が必要。

重点施策 3 義務教育 (8)学校給食の充実

1. 目 標
- ・安全で安心な学校給食の提供
 - ・食育の推進

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|------------------------|---|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|--|----|
| (1) 安全で安心な学校給食の提供(8項目) | | | | | | |
| ①学校と家庭と連携した学校給食の提供 | 給食の提供回数 運営委員会 献立委員会 給食だより | 年199回 年 1回 年 3回 全保護者に配布 | 年199回 年 1回 年 1回 全保護者に配布 | 年202回 年 1回 年 3回 毎月作成配布 | 運営委員会の議決事項により充実した給食事業を実施した。(コロナ対策で臨時休校したが、夏休み短縮時に給食提供を行った。)南部運営委員会総会は、当日豪雨のため中止。(書面表決)献立委員会を両センターともに1回実施し、意見・要望を反映しながら充実した給食の提供を行った。また、PTA等の試食受入れも随時行った。(コロナ対策により、会議等の実績減) | A |
| ②検食の実施 | 小学校メニュー 中学校メニュー 南部メニュー | 年199回 | 年199回 | 給食提供回数 | 毎日の各献立について、人体に有害と思われる異物混入がないか、調理過程において加熱処理等が適切に行われているか等の検査のため配送前に食し、安全安心な学校給食を提供することができた。 | A |
| ③衛生管理基準の徹底 | 学校給食衛生管理基準を踏まえて作成した「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」の徹底 | 衛生管理の状況を定期的に点検 | 衛生管理の状況を定期的に点検 | 衛生管理の状況を定期的に点検 | 衛生管理・異物混入マニュアル等の「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」を策定し、衛生管理をはじめ異物混入・コロナ対策等について、講習会を行った。 | A |
| ④施設の衛生管理 | 施設の消毒 有害生物モニタリング | 年3回 年間実施 | 年3回 年10回実施 | 年3回 月1回 | 専門業者による消毒、適正製造環境維持のモニタリングを実施し、施設の衛生管理を図った。 | A |
| ⑤給食施設職員の衛生検査、研修 | 検便 個人衛生点検表提出 研修会(衛生講習会) | 月2回 毎日 年2回 | 月2回 毎日 年1回 | 月2回 毎日 年2回 | 職員の健康及び衛生管理のため検便を月2回実施するとともに、衛生講習会を夏休み期間等に実施し、衛生意識の徹底を図った。(コロナ対策により、研修会等の実績減) | A |
| ⑥食物アレルギー食材の除去食 | 宇佐学校給食センター 南部学校給食センター | 実施 実施 | 実施 26名 実施 3名 | 実施 実施 | 両センターで除去食・代替食の提供を行った。今後も、保護者・学校・センターが連携を図り、安全で安心な除去食・代替食の提供を実施する。 | A |
| ⑦運営委員会会計監査 | 宇佐学校給食センター 南部学校給食センター | 年3回 年1回 | 年3回 年1回 | 宇佐年3回 南部年1回 | 宇佐では年3回、南部では年1回会計監査を行い、適正な学校給食事業を行うことができた。 | A |

| | | | | | | |
|---|--|----------------------|---|-------------------------------|--|---|
| ⑧未納給食費への対応 | 口座振替不能の連絡督促状の発送 | 実施 年3回 | 実施 年3回 | 実施 年3回 | 学校と連携し状況を報告しながら、催告等を行い収納率の向上に努めた。 令和2年度収納率 宇佐センター 99.38% 南部センター 99.11% | B |
| (2)食育の推進(4項目) | | | | | | |
| ①地産地消の取組推進 | 「ふるさと給食の日」を設定し地元産の食材使用 「学校給食1日まるごと大分県」などのイベントを通じた地産地消の推進 「マテ貝掘り」や「クロダマルの枝豆収穫」など食育体験と連携した取組 | 毎月2回 年1回 年2回程度 | 宇佐16回/年 南部16回/年 宇佐 1回/年 南部 2回/年 宇佐 中止 南部 中止 | 毎月2回 年1回 宇佐年2回 南部年5回 | 地元食材を使用した「ふるさと給食の日」、「学校給食1日まるごと大分県」を通じ、市の「学校給食地場産品利用促進事業」や県の「県産食材等を活用した学校給食提供事業」制度を活用し、地産地消の推進を行った。 コロナ対策のため、食育体験活動等は中止とした。 | A |
| ②食育の指導 | 学校での食育授業、給食時間における食に関する指導 学校給食の試食、学校給食センター見学の受入れ | 実施 | 指導 宇佐 31回 南部 14回 試食 宇佐 6回 南部 4回 見学 宇佐 1回 南部 1回 ふれあい給食 宇佐 中止 | 随時実施 随時実施 | 各小中学校への食育授業及び給食センター見学において、学校給食を教材として食に関する指導を行った。 (コロナ対策により、指導・見学及び試食の実績減) | A |
| ③ホームページの充実 | 毎日の給食や献立を写真とコメント付で紹介、給食レシピ、行事等については随時紹介 | 実施 | 実施 | 実施 | 毎日の給食をホームページに掲載し、給食に関する関心を高めることができた。 | A |
| ④給食フェスタの実施 | ・学校給食に関する資料等の展示 ・給食の試食 | 年1回 | 未実施 | — | コロナ感染対策のため見送りとした。 | E |
| 3. 課題・問題点 | | | | | | |
| <p>○学校給食は、安全安心を第一に児童生徒に提供している。今後も限られた予算内で献立や調理の工夫を図り、充実した学校給食の提供に努めていかなければならない。また、両センターの給食献立の統一(3品問題)等の検討が必要である。</p> <p>○異物混入等の発生を防ぐために、「学校給食衛生管理基準ガイドライン」を徹底し、衛生講習会や朝礼などで調理従事者に尚一層の意識の向上を図るとともに、コロナ対策として給食提供までどのような対策を取るかや調理従事者の感染リスクの見直しなどの検討が必要である。</p> <p>○アレルギー対応食を、保護者・学校・センターが連携し安全安心な提供に努める。</p> <p>○未納給食費について、台帳整理を十分に行った上で徴収を行う。催告書・督促状を郵送し、未納金の徴収に努める。</p> <p>○平成30年度より給食費の徴収方法が口座振替へ変更になり、徴収から滞納整理までの業務を学校現場から全て給食センターに移行したため、通常業務に支障をきたしている。時間外での対応が増えているため、給食費の公会計化を見据えたシステム導入し、徴収に係る業務が円滑で効率的に行えるようにする必要がある。</p> <p>○物資高騰等により給食費の値上げを検討する時期にきている。</p> <p>○宇佐給食センター(平成12年開設)・南部給食センター(H20年開設)ともに施設設備の老朽化が進んでおり、施設の適切な維持管理と学校給食の衛生管理に努めるため、施設・設備・配送車等の老朽化・機能低下の進行状況を踏まえ、優先順位を設定しつつ、児童生徒数の減少傾向も考慮しながら、計画的かつ適正に改修・更新等を行う必要がある。</p> | | | | | | |
| 4. 事務点検評価委員の意見 | | | | | | |
| <p>・きちんとした栄養が給食でとれるので、多くの子どもはそれに救われている現状がある。季節の食材を取り入れるなど工夫がある。今後とも取り組んでほしい。</p> <p>・朝食をたべない子どもが多い。給食で摂取できる栄養が大切なことを伝えてほしい。</p> <p>・給食献立統一(3品問題)については、施設の老朽化対策を推進させていく中の一つとして、3品が揃えられるよう施設を改良していくようお願いしたい。</p> <p>・いろいろなことに取り組んでおり、全体的に評価に値する。</p> | | | | | | |

| | | |
|------|----------|----------------------|
| 重点施策 | 4 特別支援教育 | (9) 特別なニーズに対応した教育の推進 |
|------|----------|----------------------|

| | |
|--------|------------------|
| 1. 目 標 | ・ 啓発活動と個別支援計画の充実 |
|--------|------------------|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---------------------------|--------------------|-------|-------|-------|--|----|
| (1) 啓発活動と個別支援計画の充実 | | | | | | |
| ① 宇佐市啓発フォーラム | 市民集会の実施 | 実施 | 未実施 | / | 福祉課主催の市民集会が隔年実施となり、令和2年度は実施がなかった。 | E |
| ② 個別支援計画の充実 | 支援ファイル「あしあと」の配布、活用 | 実施 | 実施 | 実施 | 就学前から就職前までを記載したファイルを配布し、特別支援教育の充実を図っている。 (配布数:55冊、累計423冊) | A |

3. 課題・問題点

- 特別な支援を必要とする児童生徒等の年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、さらなる指導体制の充実が必要である。
- 切れ目のない支援を実現するためには、「あしあとファイル」のより一層の活用を関係機関に周知する必要がある。
- 共生社会の構築に向けて、障がいのある子どもに関する理解と認識を深めるために啓発活動が求められている。
- 学校教育における特別な支援についてはニーズも高いため、今後も「子ども支援部会」との連携を一層推進していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・ あしあとファイル、個人カルテのように児童生徒の記録を残すものとして、ICTを活用するとよい。

重点施策 4 特別支援教育 (10) 特別支援教育環境の充実

1. 目 標 ・ 教育環境と支援体制の充実

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|--|--|-------|---------------------------|-------|--|----|
| (1)教育環境と支援体制の充実 | | | | | | |
| ①学校教育支援教員等配置事業 | | | | | | |
| ①-1 特別支援教育支援員 | 特別の支援を必要とする園児児童生徒に対し適切な教育を行うため支援員を配置 | 42人配置 | 41人配置 | 42人配置 | 教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育を行うため支援員を配置した。 | A |
| ①-2 児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター | 市教委に「児童生徒支援、人権・部落差別解消推進教育、特別支援教育コーディネーター」を置き、教育の充実や学校支援を図る | 1人配置 | 1人配置 | 1人配置 | 特別な支援を必要とする児童生徒の指導計画や支援計画及び指導方法の充実を図ることができた。 | A |
| ②特別支援教育就学奨励費 | 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する | 実施 | 実施 令和2決算額 (1,017千円) | 実施 | 小学生22人、中学生7人の保護者へ支給した。 | A |
| ③特別支援学校教諭免許取得率 | 免許取得率の向上 | 率の向上 | 取得率79% (令和元:82%) | 率の向上 | 新型コロナの影響により例年実施している免許取得説明会は紙面による資料送付となったが特別支援学級担任の免許取得率は高く維持できている。 | A |

3. 課題・問題点

- 支援が必要とされる児童生徒は年々増加している。特別支援教育支援員の確保と資質向上をさらに図る必要がある。
- 特別支援学級や通級指導教室の増設、加配教員の増員の要請等を行い、障がいの種類、程度及び能力に応じたきめ細かな教育環境の整備を行う必要がある。
- 児童・生徒の障がいの状態及び発達段階、特性等に応じて指導ができるよう、教材等の充実を図る必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・特別支援教育支援員については、人員確保の努力をしている点は評価できる。
- ・特別支援学校教諭免許取得率については、令和元年度より低いが高い取得率を維持できている。

重点施策 5 高等学校教育 (11) 小中高連携教育の充実

1. 目 標
- ・小中高連携教育による多様性のある教育の推進
 - ・小中学校の円滑な接続
 - ・中学校と地元高等学校の連携強化

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---------------------------------|---|-------|------------------------|-------|---|----|
| (1)小中高連携教育による多様性のある教育の推進 | | | | | | |
| ①連携型小中高一貫教育の推進 | 安心院高と安心院・院内地区の小中学校の連携活動の推進 | 実施 | 実施 令和2決算額 (49千円) | 実施 | 研究の継続により小中高が連携した実践が行われてる。国からの補助があるため予定していた予算が不要となった。 | A |
| (2)中学校と地元高等学校の連携強化 | | | | | | |
| ②高校とのジョイント事業 | 市内高校への進学を推進するため高校の教諭が市内5中学校で授業を行う | 実施 | 未実施 | 実施 | 年2回の連絡会議や市内5中学校で特色ある授業が実施する予定であったが新型コロナウイルス感染症防止に伴い中止。 | E |
| ③中高連携会議の開催 | 実務者会議の開催 | 実施 | 実施 | 実施 | 各高校との連絡会、中高生徒指導連絡協議会、進路保障協議会等、適宜開催しているが、更なる交流の推進が必要である。 | B |
| ④中高校長連絡協議会 | 地域の子どもは地域で育てる宇佐市教委の教育方針実現に向け小中高12年を見通した教育課程のあり方を考える | 年3回 | 年3回 | 実施 | 中高それぞれの課題をもとに更に連携を深めていく必要がある。 | B |

3. 課題・問題点

- 児童生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現のためにも、小中高の連携と継続的な指導が必要であることから、引き続き、小中高一貫教育の取り組みを推進していく必要がある。
- 他地域への高校進学の流出を減少させるためにも、定期的な中高連携の取組の充実が求められる。
- 全ての生徒の「学力」を保障するために、高校に「特別教育支援員」の配置、地元の支援学校に「情緒学級」の設置が求められる。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・小中高一貫教育については、安心院高校の生徒が小学生と授業をし、子どもたちが楽しく学べる場面があり、充実した取り組みができています。

重点施策 5 高等学校教育 (12) 奨学制度による支援

1. 目 標 ・教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---------------------------------------|----------|-------------|---|--|--|----|
| (1)教育の機会均等と人材育成を図るための奨学制度による支援 | | | | | | |
| ①奨学制度による支援 | 宇佐市奨学資金 | 補助人数 45人 | 実施 補助人数 45人 令和2決算額 (2,695千円) ※1名中途辞退 | 実施 補助人数 47人 令和3予算額 (2,820千円) | 1年生15人、2年生15人、3年生14人、4年生0人、5年生1人 ・毎年15人選考 ・金額:月額5,000円 (卒業するまで) | A |
| | 藤・稲尾奨学資金 | 補助人数 16人 | 実施 補助人数 16人 令和2決算額 (960千円) | 実施 補助人数 15人 令和3予算額 (900千円) | 1年生5人、2年生5人、3年生5人、5年生1人 ・毎年5人選考 ・金額:月額5,000円 (卒業するまで) | A |

3. 課題・問題点

○宇佐市奨学資金については、北部中、西部中、長洲中、宇佐中、駅川中、院内中の6中学校の校長推薦の候補者の中から毎年15人を選考し、藤・稲尾奨学資金については、安心院中学校から毎年5人の選考を行っており、宇佐市全体でみると均衡が図れていない。なお、安心院中に関しては、旧安心院町からの藤・稲尾奨学資金基金を取り崩しながらの補助となっている。この奨学金制度の合併については、今後の課題ではあるが、寄附者の意向を十分に考慮し、対応する必要がある。

○平成27年度より奨学生の資格を高等専門学校に在学する者まで広げ、最長5年生まで支援を行うようになった。なお、奨学生の決定状況はほぼ毎年100%となっているが、決定後に何人かが退学したり保護者が市外に転出したりで資格喪失をしている。令和2年度は、宇佐市奨学資金で1名が資格喪失(中途辞退)している。

○奨学金を贈与することは、教育の機会均等と人材育成を図る上で重要な施策と考える。

4. 事務点検評価委員の意見

・奨学制度による支援については、将来のある子どもたちのために大変良い事業なので、今後とも力を入れてほしい。

重点施策 6 生涯学習

(13) 生涯学習施設・設備の充実

1. 目 標 ・生涯学習施設・設備の充実

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|------------------------|------------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------------|---|----|
| (1)生涯学習施設・設備の充実 | | | | | | |
| ①公民館等施設の整備 | ・検討委員会開催、整備事業の実施 ・施設等の維持・管理 | ・設計事業着手 ・実施 | ・未実施 ・実施 | ・長洲公民館設計事業着手 ・実施 | ・長洲公民館建設については、長洲公民館複合施設建設基本計画の策定、建設用地の取得を行った。 ・深見地区公民館のトイレのタイル壁の張替及び洋式化工事、津房地区公民館事務室のエアコン取替え等を行った。 | B |
| | ・施設等の維持、管理 ・宇佐市安心院グラウンド | ・実施 ・実施 | ・完了 ・実施 | ・4公民館 ・1グラウンド | ・安心院中央公民館が宇佐市安心院地域複合支所内に開館された。 ・宇佐市安心院グラウンド及び管理棟の草刈・清掃を年間8回実施した。 | A |
| ②社会教育集会所の整備 | ・現状調査、計画検討 ・施設等の維持・管理 | ・現状調査 ・実施 | ・実施 ・実施 | ・現状調査 ・実施 | ・安心院地区の下毛集会所は、宇佐市安心院地域複合支所内に移設。 ・台風被害による屋根やアンテナ等の修繕、凍結による水漏れ修繕等、各集会所の様々な修繕(浄化槽設置、白蟻予防等)を実施し維持管理を行った。 | A |

3. 課題・問題点

- 長洲公民館については、複合施設として建設予定。令和2年度は基本計画策定と建設用地購入を行った。令和3年度は基本設計、長洲幼稚園の解体等を実施予定。令和5年度中の建替えに向けてスケジュールに沿って進めたい。地域に開かれた活用しやすい公民館となるよう検討を重ねたい。
- 社会教育集会所については、築35年以上経過し、毎年修理箇所が増加している。令和2年度は台風による被害、水道管の凍結による破損等の修繕も多かった。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・長洲公民館建設については、計画に沿って進めてほしい。地域に開かれた活用しやすい施設となるよう関係各所を含め検討を重ねてほしい。
- ・公民館や集会所のトイレ洋式化は高齢者に喜ばれている。重要なことであり、今後も必要に応じて進めてほしい。
- ・引き続き、改修や修理等、適切な維持管理に努めること。

| | |
|-------------|------------------|
| 重点施策 6 生涯学習 | (14) 生涯学習活動機会の拡充 |
|-------------|------------------|

| | |
|--------|---|
| 1. 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育推進体制の充実 ・活動機会の拡充 ・成人教育 |
|--------|---|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|-----------------------|---|---|---|---|--|----|
| (1)社会教育推進体制の充実 | | | | | | |
| ①社会教育推進体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議 ・公民館運営審議会 ・社会教育関係職員研修 ・人権同和教育研修会 ・大分県公民館研究大会 ・中津地区公民館振興大会、社会教育研究大会 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回実施 ・年2回実施 ・10回定例会他 ・随時 ・年1回 ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回実施 ・年2回実施 ・12回定例会他 ・随時 ・年1回 ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回実施 ・年2回実施 ・10回定例会他 ・随時 ・年1回 ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会3回、公民館運営審議会2回、公民館長・指導員会議毎月実施。 ・人権同和教育研修会を安心院・院内合同で社会教育指導員対象に2回開催。(11月19日・2月25日) ・大分県公民館研究大会が開催された。中津地区公民館振興大会・社会教育研究集会が開催(書面開催)された。「人生100年時代を見据えた公民館」をメインテーマに設定し、「人と人がつながる場を創出する公民館活動」をサブテーマとして2年間、研究を進めた「研究のまとめ報告書」を発刊した。 | A |
| (2)活動機会の拡充 | | | | | | |
| ②活動機会の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学級、教室、生涯学習作品展等の開催 ・宇佐子ども体験教室 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時(作品展年1回) ・年8回 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時(作品展年1回) ・年6回 | <ul style="list-style-type: none"> ・随時(作品展年1回) ・年8回 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習作品展を、3月6日に開催。出品数315点 ・子ども体験教室は、7月～12月まで6回開催し、20人の参加があった。 | A |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・安心院地域ふれあい文化祭 ・地区公民館各種学級、講座 ・子ども太鼓教室(佐田) ・まちづくり協議会との協働で地区民体育大会開催4地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催 ・実施 ・実施 ・年各地区1回実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・中止 ・実施 ・中止 ・年3地区1回実施(1地区中止) | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催 ・実施 ・実施 ・年各地区1回実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染拡大防止のため、中止。 ・4地区29講座を実施 ・新型コロナ感染拡大防止のため、中止。 ・地区民体育大会3地区(佐田・津房・深見地区)開催、安心院地区は中止。 | A |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・院内芸術文化祭参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回協働開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・未実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回協働開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・院内芸術文化祭未実施(コロナウイルスの影響) | E |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動推進、まちづくり協議会との活動推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館の敷地内の草刈り、植木の手入れなどを協働して実施 | A |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン教室(安心院中央・佐田地区公民館) | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン教室 月4回・年48回実施 | A |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・院内地域女性スクール合同学習会 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・未実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・院内地域女性スクール合同学習会未実施(コロナウイルスの影響) | E |

| (3)成人教育 | | | | | | |
|---|---|--|--|---|---|---|
| ③成人教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・成人式式典 ・公民館各種学級 ・講座 高齢者、婦人、女性等各学級 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施(1月10日) ・14公民館67学級 | <ul style="list-style-type: none"> ・未実施(延期) ・14公民館67学級 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施(1月9日) ・14公民館67学級 | <ul style="list-style-type: none"> ・成人式を1月10日に開催予定とされていたが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、令和3年8月14日に延期。 ・14公民館67学級。 | A |
| 3. 課題・問題点 | | | | | | |
| <p>○主として、高齢者や主婦層の公民館利用が多く、若者や現役世代などは公民館活用が少ない現状がある。地域のための公民館事業等の取組に、より一層の工夫や努力が必要である。</p> <p>○安心院、院内地域では、まちづくり協議会が公民館内に事務局を置いているところが多く、すみわけもしながら実情に合わせて連携を強化したい。地域に開かれた公民館を目指すためにも、より一層の連携・協働を図りたい。</p> | | | | | | |
| 4. 事務点検評価委員の意見 | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた、利便性に富んだ公民館となるような工夫を望む。 ・コロナ禍であるが、時間短縮・参加者縮小、また、感染予防を図りながら成人式の開催に努めてほしい。また、一堂に会しての開催が難しいのであれば、個々からの情報・メッセージを受けられるように工夫してほしい。 | | | | | | |

重点施策 6 生涯教育

(15) 図書館サービスの充実

1. 目 標

- ・図書館資料の収集・整理の充実
- ・図書館資料と施設機能の有効活用
- ・ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|--|-------------------------|--------------|-----------------------------|---------------|--|----|
| (1) 図書館資料の収集・整理の充実 | | | | | | |
| ①市民一人あたりの貸出し冊数（貸出密度） | 市内貸出冊数／奉仕人口 | 4.9冊 | 4.0冊 | 5.0冊 | コロナウイルスによる長期休館（R2/3/2～R2/6/1）等のため貸出数は減少したが、来館者数の減少割合（対前年度△約45%）に比べて貸出冊数の減少割合（対前年度△10%）は低く、来館者一人あたりの貸出冊数は逆に増加していると思われる。 | B |
| ②市民一人あたりの蔵書冊数 | 蔵書冊数／奉仕人口 | 4.9冊 | 5.3冊 | 5.2冊 | 新刊書のほか参考図書の更新につとめた。また、コロナ対策のため電子図書館サービスを導入し、年度末までに2,797点を所蔵した。 | A |
| (2) 図書館資料と施設機能の有効活用 | | | | | | |
| ①上映会（視聴覚ホール） | 土・日・祝等の上映会の来場者 | 来場者 900人 | (88回上映) 656人 | 来場者 920人 | 長期休館のため総数は減少したが、1回あたりの平均来場者は約8名で前年並みであった。 | B |
| ②ギャラリー展示 | 2階の渡網記念ギャラリーで各種企画展を開催展示 | 来場者 5200人 | (企画数3) (179日間) 5,803人 | 来場者 5,400人 | 長期休館のため総数は減少したが、1日あたりの平均来場者は33名（前年度38名）と、来館者数の減少割合に比べて減少幅は低い。 | A |
| (3) ネットワーク機能、分館、自動車図書館活動の充実と情報発信の促進 | | | | | | |
| ①小学校を中心にした全域サービス | 自動車図書館ステーション年間個人貸出冊数 | 25,000冊 | 17,273冊 | 26,000冊 | 2台のBM車を運行し、小学校を中心に26ステーションを巡回しているが、長期休館による運行中止の影響により貸出数が減少した。 | B |

3. 課題・問題点

- コロナ感染拡大防止のため、館内の消毒及び本の消毒機の活用、閲覧席や設備の利用制限等様々な対策を図ると共に、運用を開始した電子分館や新たに購入予定の移動図書館車（補助車）を有効に活用し、コロナ禍においても読書環境の維持・向上を図る必要がある。
- 貸出冊数や上映会来場者数はコロナの影響がなかったと仮定しても、指標の達成が困難であった。今後に向けて取組の改善が必要である。
- 自動貸出機等IC機器の定着やWebサービス等の周知を図り、利用者のサービス向上と業務の効率化が必要。
- 図書館本館については開館後20年以上が経過し、今後も様々な施設・設備の改修・更新等が必要になるため、中長期的な計画作成に努める。また、安心院分館については老朽化が著しく、今後のあり方に関する検討が急務である。
- 少子高齢化、人口減少の情勢を踏まえた上で、移動図書館や図書館行事については、より効率的で効果的な実施の方法を常に検討していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・HP等を見ても図書館が様々な取組をやっていることが分かる。
- ・子ども達が様々なジャンルの本に接することができるような働きかけができており、また子ども達と移動図書館車の職員との間に信頼関係が構築されているという生の声を聞くこともあり、好ましい体制が作れていると思う。

重点施策 6 生涯教育 (16) 読書活動の推進

1. 目 標

- ・「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進
- ・「うさ教育・家庭・読書の日」の推進
- ・読書環境づくりの充実
- ・図書館事業・行事の充実

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|----------------------------------|----------------------------|--------------------------------|--------------|--------------------------------|--|----|
| (1)「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の推進 | | | | | | |
| ①朝読の推進 | 市内の小中高等学校で実施 | 全校で実施 | 全校で実施 | 全校で実施 | 今後も第三次宇佐市子ども読書活動推進計画の具体的な施策の実施が求められる。 | A |
| (2)「うさ教育・家庭・読書の日」の推進 | | | | | | |
| ①読書感想文・感想画コンクール表彰式 | 応募点数 | 感想文 2,300点 感想画 2,100点 | 未実施 | 感想文 2,300点 感想画 2,100点 | コロナ禍のため、令和2年度は開催を中止した。今後も小中学校との連携・協議をおこないながら実施する必要がある。 | E |
| (3)読書環境づくりの充実 | | | | | | |
| ①新小学1年生への利用案内 | 図書館職員が学校へ出向き、図書館の利用方法を説明する | 利用案内希望の市内全 新一年生 | 16校 19クラス | 利用案内希望の市内全 新一年生 | 利用案内の依頼があった全学校へ図書館職員が出向き、図書館利用の仕方等の説明を行い、好評であった。 | A |
| (4)図書館事業・行事の充実 | | | | | | |
| ①横光利一俳句大会 | 応募点数 | 5,000点 | 7,730点 | 5,000点 | 令和2年度は、全国から前回大きく上回る7,730句の応募があった。コロナ禍のため表彰式は実施せず、ホームページ上での入賞作品の発表を行い、賞状等は郵送した。 | A |
| ②宇佐学マンガシリーズの活用 | マンガシリーズの販売・寄贈 | 成人式で新成人に配布 | 成人式未実施 | 成人式で新成人に配布 | コロナ禍のため成人式が中止となり配布は叶わなかったが、図書館他で販売等を行った。 | B |

3. 課題・問題点

- 図書館の事業は、子ども読書推進計画のほかにも各種事業の実施・運営で小中学校との連携が必要であるが、今後は企画・立案段階から小中学校との密接な連携をはかり、事業を推進していく必要がある。
- 年10回程度行っている月末図書整理日の研修は、小中学校司書との情報共有の機会となり、連携において重要な機会となっている。休校・休館で回数が減ったが、今後も継続実施する必要がある。また、高等学校においては、連携の機会が少なく、課題である。
- 令和2年度は、コロナ禍でボランティア活動が困難となった。また、人数の確保が課題である。
- 読書推進計画の高い目標を達成するために、より一層の読書機会の提供と環境整備が求められる。

4. 事務点検評価委員の意見

・宇佐学マンガシリーズという形式でなくとも、宇佐市で子どもたちが目標にできるような郷土の偉人や歴史に関する情報には子どもたち自身も関心があるようだ。人物の掘り起こしや新たな情報収集、さまざまなかたちでの情報の発信を今後も続けてほしい。

重点施策 7 青少年育成

(17) 青少年育成関係組織・体制の充実

1. 目 標 ・関係組織・体制の充実

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|----------------------|---|---|---|--|--|----|
| (1)関係組織・体制の充実 | | | | | | |
| ①関係組織・体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成市民会議 ・各地区青少年健全育成協議会 ・青少年問題協議会組織の充実 ・薬物乱用防止指導員北部地区協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回実施 ・7地区協議会・各年3回実施 ・必要に応じて ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回実施(役員会を充てる) ・7地区協議会・各年3回実施 ・未実施 ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年1回実施 ・7地区協議2回・各年2～3回実施 ・必要に応じて ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・宇佐市青少年健全育成市民会議総会開催。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため役員会を総会に充てた) ・青少年健全育成協議会7中学校区年3回実施。 ・青少年問題協議会については、問題行動等がなかったため未実施。 ・薬物乱用防止指導員県北部地区協議会 年2回。 | A |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・院内町児童生徒を守る協議会 ・院内町児童生徒育成会 | <ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年2回(書面会議) ・年1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年2回 ・年1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・院内町児童生徒を守る協議会担当者会議年3回 ・院内町児童生徒育成会 実施。 | A |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・安心院地区青少年健全育成協議会 ・B&G安心院海洋センター事業の推進 ・少年ドッチボール ・少年剣道 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回 ・年1回実施 ・年1回実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回(うち2回書面開催) ・中止 ・中止 | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回 ・年1回実施 ・年1回実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・安心院地区健全育成協議会開催 ・ドッチボール大会と剣道大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。 | A |

3. 課題・問題点

○青少年の健全育成については、小学校等では地域との連携があるが、年齢が上がるにつれて連携をとることが難しくなっている。関係機関との連携を密にしていく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

・地域、学校、家庭が連携し、より密な取組を図ってほしい。

| |
|------------------------------|
| 重点施策 7 青少年育成 (18) 健全な社会環境づくり |
|------------------------------|

| |
|---------------------|
| 1. 目 標 ・有害環境浄化活動の推進 |
|---------------------|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|-----------------------|--|--|---|--|---|----|
| (1)有害環境浄化活動の推進 | | | | | | |
| ①有害環境浄化活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 深夜営業の店舗等関連業界、店舗等に取組の周知 地域、警察署等関係機関等との連携取組 | <ul style="list-style-type: none"> 店舗への周知 実施 | <ul style="list-style-type: none"> 未実施 実施 | <ul style="list-style-type: none"> 店舗への周知 実施 | <ul style="list-style-type: none"> 県は実施しているが、日程が合わず未実施 各地区青少年健全育成協議会の例会等で地域住民・警察署等が参加し呼びかけを行った。 | B |

3. 課題・問題点

○深夜営業の店舗等への働きかけが実施できておらず、今後、周知を図るよう努めたい。
 ○7地区の青少年健全育成協議会の例会等において、現状把握や周知を行っているが、より浸透させるため、地域や関係機関と連携を深め、啓発活動を行いたい。

4. 事務点検評価委員の意見

・県や関係機関と連携を深めながら、有害環境浄化の取組を継続して行うこと。

重点施策 7 青少年育成 (19) 地域「協育力」向上支援の充実

1. 目 標 ・学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---------------------------------|---|--|--|--|--|----|
| (1)学校、家庭、地域の連携による教育支援の充実 | | | | | | |
| ①地域「協育力」向上支援の(放課後プラン)推進 | <ul style="list-style-type: none"> 小学生チャレンジ教室 中学生学び応援事業 地域学校協働活動推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 9か所実施 5か所実施 随時実施 | <ul style="list-style-type: none"> 8か所実施 1か所実施 随時実施 | <ul style="list-style-type: none"> 8か所実施 4か所実施 随時実施 | <ul style="list-style-type: none"> 小学生チャレンジ教室 8か所実施(天津、長峰、西馬城、佐田、深見、南院内、院内中部、横山)参加児童153名。サポーター等93名。感染予防に努めながら、子どもの安心安全な居場所づくり、地域の方とのふれあい、さまざまな体験活動の提供を行うことができた。 サポーター研修会の開催。 中学生学び応援教室 駅川2名参加(コロナ禍により夏休み期間短縮のため駅川のみで開催となった) 全校区で実施 | B |
| ②ボランティア登録の推進 | 地域学校協働活動ボランティア(地域学校協働活動事業) | 450人登録 | 469人登録 | 490人登録 | 31校1,441件の活動があった。コロナ禍で外部講師を招いての活動が難しい状況であった。 | A |
| ③「放課後児童クラブ」との連携 | 連携した取組 | 実施 | 実施 | 実施 | 天津、佐田、深見、南院内、院内中部5カ所で連携実施。 | B |

3. 課題・問題点

○小学生チャレンジ教室、地域学校協働活動推進事業等の講師等スタッフとなる人員の高齢化や新たな人材の発掘に努力している。広報における周知や教室間、学校間による紹介等も行っている。また、会議や研修を開催し、プログラムや体験内容も他の教室や学校へ広げるようにしていく。今後も更なる人材発掘、事業の周知に努めたい。

4. 事務点検評価委員の意見

・ボランティアについては、登録者数のみならず、多くの方によるさまざまな活動の提供ができるよう周知に努めてほしい。

重点施策 7 青少年育成 (20) 家庭教育支援の充実

1. 目 標
- ・家庭教育支援の充実
 - ・「家庭の日」の普及・啓発

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|------------------------|---|--|---|--|---|----|
| (1) 家庭教育支援の充実 | | | | | | |
| ①家庭教育支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育支援チームの設置 ・連携会議の実施 ・指針冊子の配布、啓発 ・食育(料理教室) | <ul style="list-style-type: none"> ・7チーム ・実施 ・実施 ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・7チーム ・実施 ・実施 ・2教室(2回)実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・7チーム ・実施 ・実施 ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・7中学校区にPTA母親部を中心に設置。SNS講演会の開催。 ・初めて未就学児の保護者対象の子育て講演会を開催。 ・随時子どもプラン推進会議等で連携。 ・指針冊子は、新一年生保護者に配布。 ・食育料理教室(大人女子の平日ランチ)に13名参加。 | A |
| (2)「家庭の日」の普及・啓発 | | | | | | |
| ②「家庭の日」の普及・啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭の日」の推進・啓発 ・社会教育関係団体と連携し「家庭の日」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・実施 | 毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の役割についてチラシ等の配布を行ったが、十分に浸透するに至っていない。 | B |

3. 課題・問題点

○家庭教育は、教育の原点であり、就学前の子どもの教育が人格形成に大きくかかわってくるため、関係機関と連携し、より一層、家庭教育の大切さを啓発していく必要がある。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・指針冊子(親の学び「コーチング読本」)は、読みやすく内容も納得できる事柄が多い。引き続き新一年生保護者へ配布し啓発に努めてほしい。
- ・家庭教育は、すべての教育の原点であり、地域の人との関わりが希薄になっている中、重要度が増している家庭の果たす役割の重要性を認識し、家族のふれあい・きずなを深めるよう促してほしい。
- ・関係課・関係機関と綿密に連携を取りあい、出生前から親としての教育等を行うことが望ましい。

重点施策 8 人権教育・啓発 (21) 人権尊重社会の推進

1. 目 標
- ・地域全体で推進する体制づくり
 - ・人権教育・啓発の推進、拡充
 - ・指導者の養成推進

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|--------------------------|---|--|--|--|---|----|
| (1)地域全体で推進する体制づくり | | | | | | |
| ①地域全体で推進する体制づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育促進事業(教育集会所学級の開催) ・社会教育集会所人権教育講座開催 ・集会所解放講座 ・ふれあい学習会 | <ul style="list-style-type: none"> ・12集会所 ・34学級 ・年12回開催 ・2か所実施 ・1か所実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・12集会所 ・32学級 ・6回開催 ・2か所実施 ・1か所実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・12集会所 ・34学級 ・年12回開催 ・2か所実施 ・1か所実施 | 各世代の学級開設 12集会所、32学級 296回開催。2学級については学級生がおらず休止中。 人権についての学習を深めた。 | A |
| (2)人権教育・啓発の推進・拡充 | | | | | | |
| ②人権教育・啓発の推進、拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館等人権教育講座の開催 ・院内人権啓発合同学習会 | <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館25学級 ・年1回開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館25学級 ・年1回開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館25学級 ・年1回開催 | 市内各公民館での高齢者学級、女性学級等の学級生を対象に、年1回以上の人権に関する講座を開催。 | A |
| (3)指導者の養成推進 | | | | | | |
| ③指導者の養成推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者講習会の開催及び研修会参加 ・両院地区社会教育指導員人権学習会 | <ul style="list-style-type: none"> ・年4回(県関係他) ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年4回(県関係他) ・年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・年4回(県関係他) ・年2回 | 県等の主催する研修会・講座に積極的に参加した。教育、啓発の講師育成が図れた。 | A |

3. 課題・問題点

- 平成28年、国において「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の三法が施行され、法の整備が進んだ。このような中、市においても、平成31年3月に「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」の改正がなされた。この諸問題の解決を図るため、引き続き、教育や啓発のための積極的な取組が求められる。
- 各関係組織との連携が必要である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・人権教育は、人権尊重社会の実現に不可欠である。関係機関等とより一層連携を深め、更なる教育・啓発に努めてほしい。

重点施策 8 人権教育・啓発 (22) 人権総合対策の推進

1. 目 標 ・経済生活の安定と社会福祉の増進

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---------------------------|--|-------|-------|-------|----------------------------------|----|
| (1)経済生活の安定と社会福祉の増進 | | | | | | |
| ①経済生活の安定と社会福祉の増進 | 教育集会所を拠点とした就学就業、福祉相談体制の充実と連携及び関係組織との連携 | 各集会所 | 各集会所 | 各集会所 | 各集会所等での人権学習会時に相談事業を実施し福祉の向上を図った。 | A |

3. 課題・問題点

○さまざまな相談があり、関係組織への連絡調整や連携等をスムーズに行うことが課題である。

4. 事務点検評価委員の意見

・関係機関等との連携を密にし、相談事への対応を継続してほしい。

| | | |
|------|------------|----------------|
| 重点施策 | 9 平和ミュージアム | (23)平和ツーリズムの推進 |
|------|------------|----------------|

| | |
|-------|--|
| 1. 目標 | <ul style="list-style-type: none"> 平和ミュージアム構想のPR 講座等の開催 空がつなぐまち・ひとづくり推進事業 戦争関連資料の収集、保存 |
|-------|--|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|------------------------------|---|---|----------------------------------|---|--|----|
| (1) 平和ミュージアム構想のPR | | | | | | |
| ①平和ミュージアム構想PR事業 | 事業全般の周知や修学旅行の誘致、ふるさと納税等のPR活動 | 関東圏、関西圏PRリーフレット作成 | リーフレット作成 | 関東圏PR 関西圏PR リーフレット作成 | <ul style="list-style-type: none"> 戦後75年企画の一環として、宇佐空の郷にて「宇佐空のタペ」来場者数：150名 PRリーフを作成、配布。ツーリズムEXPOジャパン等、商談会へ参加予定は新型コロナウイルスの影響で未開催。 教育旅行の受入 134校 | A |
| (2) 講座等の開催 | | | | | | |
| ②講座等の開催 | 遺構めぐりに対するガイド養成のための講座開催。事業周知、機運醸成のためのオープン講座、各種団体への講座開催 | ガイド養成講座、オープン講座開催 各種団体への講座開催 企画展開催 | ガイド養成講座初級・中級各5回開催 ふれあい出前講座3ヶ所 | ガイド養成講座開催 オープン講座開催 各種団体への講座開催 企画展の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ガイド養成講座(初級13名・中級10名)、ふれあい出前講座(3カ所、33名)を開催し事業周知、機運の醸成を図るとともに、資料館建設時の運営体制を整える取組を行った。 戦後75年企画「雲の墓標」の群像来場者：2,710名(開催期間：68日間) | A |
| (3) 空がつなぐまち・ひとづくり推進事業 | | | | | | |
| ③空がつなぐまち・ひとづくり交流事業 | 「空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会」により、平和ツーリズム事業推進 | 協議会連携事業の推進 | 実施 | 協議会連携事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 連携市との総会・幹事会(4回)のWeb会議の開催、資料貸与に関する調査、修学旅行誘致パンフレットやノベルティグッズの製作等。 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、シンポジウム等の一部事業が未実施。 3WAYツーリズムの構築に向けた取組の具体化を図る推進計画(案)を作成。 | A |
| (4) 戦争関連資料の収集、保存 | | | | | | |
| ④展示資料等の収集 | 大型展示物や貴重な資料の収集 | 実施 | 実施 受入2,236点 | 実施 | 令和2年度中に寄贈された宇佐海軍航空隊関連の資料は寄附23点、寄託2,213点 | A |

3. 課題・問題点

○オープン講座、企画展、地域での出前講座の開催など、事業周知の取組が功を奏し、資料収集の取組が進められている。当時の貴重な資料は散逸が危惧されていることから、今後も事業全般の周知とともに、継続した取組が必要。

○オープン講座や図書館ギャラリーを利用した企画展は、年々参加者、見学者が増加傾向にあり、関心の高揚が見受けられる。今後も全体事業の周知を含め機運醸成に努めることが必要。地域の高齢者学級、婦人学級を中心とした出前講座も定着しつつあることから、地域に出向き事業の進捗状況、平和に対する取組の拡大に努める。

○収集した資料は、整理に時間を要している現状がある。資料整理はもちろん、収蔵データ公開システムのデータ更新を進めるなど、資料活用に対して運用が課題。

4. 事務点検評価委員の意見

・たくさんの寄附があるので、資料整理を進め、活用してほしい。また、今年度は寄附が多いが、寄附の意向があるなら、時間をかけて薦めてほしい。

・より一層、市内の小中高校に、平和の取組を紹介し活用を図ってほしい。

重点施策 9 平和ミュージアム (24)資料館の機能拡充

1. 目 標
 ・宇佐市平和ミュージアム(仮称)建設準備委員会の開催
 ・資料館建設の推進
 ・パールハーバー航空博物館国際交流事業

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|--------|-------|-------|-------|-------|----------------|----|
|--------|-------|-------|-------|-------|----------------|----|

(1)宇佐市平和ミュージアム(仮称)建設準備委員会の開催

| | | | | | | |
|-------------|--|------------------------|-----------------|------------------------|--|---|
| ①建設準備委員会の開催 | 資料館建設に必要な事項を審議する委員会、プロジェクトチーム(PT)会議の実施 | 委員会開催プロジェクトチーム(PT)会議開催 | 建設準備委員会0回PT会議0回 | 委員会開催プロジェクトチーム(PT)会議開催 | 建設準備委員会、プロジェクトチーム会議はコロナ禍での配慮や資料館建設事業が進捗できない状況を踏まえ、未開催。 | E |
|-------------|--|------------------------|-----------------|------------------------|--|---|

(2)資料館建設の推進

| | | | | | | |
|-----------------|---------------------------|--------------|-----|--------------|---|---|
| ②建築工事 展示業務委託 | 資料館本体建築工事 展示資料、展示什器類作成 | 工事着手 業務着手 | 未実施 | 工事施工 業務実施 | 東京五輪関連工事等による建設需要及び単価の上昇等、建築業界の社会情勢を鑑み、令和2年度中の再発注を見送り。 | E |
|-----------------|---------------------------|--------------|-----|--------------|---|---|

(3)パールハーバー航空博物館国際交流事業

| | | | | | | |
|---------------------|--------------------------|------------------|-----|------------------|-------------------|---|
| ③パールハーバー航空博物館国際交流事業 | パールハーバー航空博物館、ホノルル市との国際交流 | 同館、ホノルル市へ高校生等の派遣 | 未実施 | 同館、ホノルル市へ高校生等の派遣 | 新型コロナウイルスの影響で未実施。 | E |
|---------------------|--------------------------|------------------|-----|------------------|-------------------|---|

3. 課題・問題点

○建築主体工事の入札不調により延期状態である資料館建設事業は、社会経済情勢の影響や市の財政状況を鑑みて計画の再構築が必要。全体事業の基幹となることから、引き続き情勢の推移に注視しながら再発注に向けて取組を進めることが重要。
 ○ホノルル市(ハワイ)との友好都市協定が締結されたことから、国際的な交流の礎が築かれた。関係各課との連携を深め、歴史的なつながりを有する両市の国際平和の推進をはじめ、友好的で有益な交流に向けた取組が重要。

4. 事務点検評価委員の意見

・パールハーバー航空博物館やホノルル市との国際交流は、つながりを絶たずに、是非続けてほしい。また、平和大使としての高校生派遣等コロナ禍でできないこともあるが、こんな時だからこそズーム等を利用し、より多くの高校生に国際交流体験できるチャンスにしてほしい。

| | | |
|------|------------|---------------|
| 重点施策 | 9 平和ミュージアム | (25)戦争遺構の保存整備 |
|------|------------|---------------|

| | |
|--------|---|
| 1. 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・宇佐海軍航空隊跡保存整備事業 ・宇佐空の郷維持管理事業 ・モバイルガイドシステムの活用 ・シティバイク整備事業 |
|--------|---|

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|---------------------------|--|-------------------|--|--|---|----|
| (1) 宇佐海軍航空隊跡保存整備事業 | | | | | | |
| ①宇佐海軍航空隊跡保存整備 | 遺構保存整備工事 ・エンジン調整場 | 工事施工 | ・エンジン調整場保存整備 津島屋跡用地取得及び実施設計 ・航空隊建物調査 | ・津島屋跡保存整備工事 ・フィールドミュージアムサイン計画策定(実施設計) | 「エンジン調整場」保存整備、「津島屋跡」の用地取得及び実施設計を実施。 宇佐海軍航空隊及びその周辺の模型(縮尺:1/700)を制作し、当時の建物等の状況を把握するための調査を実施。 | A |
| (2) 宇佐空の郷維持管理事業 | | | | | | |
| ②宇佐空の郷維持管理事業 | 遺構めぐりの拠点施設において、「平和の大切さと命の尊さ」のメッセージを発信し、平和学習、観光、交流の拠点施設として機能の充実を図り、さらには管理団体を育成、支援 | 年間来館者数 10,000人 | 年間来館者数 12,120人 | 年間来館者数 10,000人 | 管理団体の育成、支援による受け入れ体制の強化。 情報発信により来館者数を確保。 | A |
| (3) モバイルガイドシステムの活用 | | | | | | |
| ③モバイルガイドシステムの活用 | ガイドアプリ“うさんぼナビ”のダウンロードを促すよう情報発信に努め、機能強化し、遺構めぐりの促進 | アクセス数 1,500件 | アクセス数 195件 | アクセス数 1,500件 | 専用ホームページの運用とともに、システム利用者拡大に向けて情報発信。 | C |
| (4) シティバイク整備事業 | | | | | | |
| ④シティバイク整備事業 | フィールド内の戦争遺構群を気軽に巡回できるレンタル自転車の整備 | レンタル自転車の維持管理 | レンタル自転車の維持管理 利用者:43台 | レンタル自転車の維持管理 | レンタル自転車「うさんぼチャリ」を「宇佐空の郷」に配置し、平成29年12月より運用開始。 | A |

3. 課題・問題点

○宇佐海軍航空隊跡保存整備事業では、短期的な遺構整備の完了に伴い、宇佐空の郷来館者も増加している。今後も、施設や遺構を維持管理し、来客者数を定着させることが課題である。
○情報発信に努め、ガイドアプリの利用者拡大に努めるとともに、令和2年度完成した平和学習促進疑似体験コンテンツ(VR)体験も周知に努める。

4. 事務点検評価委員の意見

・宇佐海軍航空隊跡保存整備は、遺構整備が進み、宇佐空の郷来館者や教育旅行の増加と効果も表れている。今後も情報発信を続けていき、維持管理や適切な運営をすることで、来客数を定着させてほしい。

重点施策 10 文化財 (26) 文化財の調査と保護

1. 目 標

- ・調査・研究の推進
- ・文化財の指定と保護の推進

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|-------------------------|---|----------------------------|---------------|----------------------------|---|----|
| (1)調査・研究の推進 | | | | | | |
| ①市内遺跡発掘調査 | 各種開発に伴う重要遺跡の確認調査を実施し、遺跡の保護と開発との調整を図るための資料を得る。また、既往調査の報告書を刊行する | 実施 | 実施 | 実施 | 令和2年度 埋蔵文化財届出・通知108件。埋蔵文化財の立会調査32件、試掘確認調査8件、慎重工事68件を実施した。 | A |
| ②公共工事対応発掘調査事業 | 公共工事で破壊の危機にある遺跡の保存を目的に発掘調査や調査報告書の作成を実施する。 | 実施 | 実施 | 実施 | 新工業団地造成計画に伴い、宇佐市猿渡にある糸口遺跡の発掘調査を行った。 | A |
| ③民間開発対応発掘調査事業 | 民間開発で破壊の危機にある遺跡の保存を目的に発掘調査を実施する | 実施 | 未実施 | 実施 | 令和2年度は、民間開発に伴う発掘調査の実施がなかった。 | E |
| ④各種文化財調査 | 各種文化財について、大学等の研究者とともに調査を実施する | 実施 | 実施 | 実施 | 市民などからの文化財の問合わせについて、大分県立歴史博物館学芸員や有識者と共に調査等を実施した。 | A |
| (2)文化財の指定と保護の推進 | | | | | | |
| ⑤特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理事業 | 川漁等で不時に捕獲された個体の保護とともに、保存のための各種調査及び委員会を実施する | 調査2回 委員会2回 連絡協議会2回開催 | 調査1回 開催 | 調査2回 委員会2回 連絡協議会2回開催 | 新型コロナ感染拡大の影響で、幼生調査1回のみ開催となった。また、不時発見の個体1体の保護を行った。 | B |
| ⑥文化財の指定・登録 | 文化財指定や登録について、調査と研究を実施する | 実施 | 実施 新規指定数4件 | 実施 | 文化財調査委員会を3回開催し、市指定候補文化財の調査・審議を行った。 | A |

3. 課題・問題点

○市内遺跡発掘事業、史跡宇佐神宮境内宮迫地区保存修理事業、法鏡寺廃寺跡保存整備事業など国庫・県費補助事業はもちろんのこと、オオサンショウウオの調査や文化財関係全般の業務も行っていることから、事業量・事務量が多い。また年間を通しての民間開発による発掘調査対応も並行して行わなければならない。文化財専門職員が不足しており、課内での協力及び他部署とのスムーズな連携が課題である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・文化財系の業務量の多さは理解できるが、関係課職員との連携のほか、文化財係を退職されたOB職員との関係を強化していくことも必要である。今後も引き続き、文化財の調査及び保護に努めていただきたい。
- ・発掘調査や調査報告書等の成果の活用については、現地見学会や展示等の機会を多く設けて、市民、特に子どもたちに還元してほしい。

重点施策 10 文化財 (27) 文化財の整備と活用

1. 目 標
 ・史跡の整備と活用
 ・宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備
 ・文化財の保存と整備

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|----------------------------------|---|--------|--------|--------|---|----|
| (1) 史跡の整備と活用 | | | | | | |
| ①国指定史跡法鏡寺廃寺跡保存整備事業 | 遺跡の保護のため史跡公園の整備を実施する | 実施 | 実施 | 実施 | 多目的広場の舗装工事を実施した。 | A |
| ②史跡宇佐神宮境内宮迫地区保存整備事業 | 史跡の構成物件となっている宮迫地区の心乗坊山門の保存整備・活用を行う | 実施 | 実施 | 実施 | 修復工事に向けた、解体工事を行った。 | A |
| ③史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定事業 | 史跡宇佐神宮境内や天然記念物宇佐神宮社叢の保存・管理に必要な各種課題を調査検討し、今後の整備・活用に向けての方針を策定する | 実施 | 実施 | 実施 | 活用計画策定委員会を2回開催し、現地調査及び計画の範囲・現状と課題等について協議を行った。令和3年度にて終了予定。 | A |
| (2) 宇佐市平和資料館の活用と戦争遺跡の整備 | | | | | | |
| ④宇佐海軍航空隊等展示施設管理事業 | 宇佐市平和資料館を日常的に管理・運営するとともに、展示資料の充実を図る | 実施 | 実施 | 実施 | 令和2年度(6～3月)の来館者は9,423人であった。新型コロナウイルスの影響により、平和学習の受け入れが大幅に増加した。 | A |
| (3) 文化財の保存と整備 | | | | | | |
| ⑤指定文化財環境整備事業 | (イ)法鏡寺廃寺跡、楢本磨崖仏等の宇佐市が所有する史跡の草刈等の環境整備を行う | 10か所実施 | 10か所実施 | 10か所実施 | 市所有の史跡等について草刈を実施し、景観維持・環境保全を図ることが出来た。 | A |
| | (ロ)上記とは別に史跡等の環境整備を、地元自治区等に委託して実施する | 8か所実施 | 8か所実施 | 8か所実施 | 県指定史跡 高倉古墳等8か所で実施した。 | A |
| | (ハ)指定文化財で説明板が老朽化したものの修繕や改修、説明板がない文化財には新規に設置する | 1か所実施 | 未実施 | 1か所実施 | 文化財調査委員会において要望がなかったため見送った。 | E |
| ⑥史跡管理委託事業 | 土地の借上げにより駐車場用地等を確保し、史跡に来訪する市民等の便宜を図る | 4か所実施 | 4か所実施 | 実施 | 光岡城跡駐車場等4か所で実施した | A |

3. 課題・問題点

○国指定文化財事業については国・県の補助を受けて実施しているが、財源状況が厳しいため年々大幅な事業費削減となっており、事業計画の遅れが危惧される。
 ○史跡等の環境整備(草刈等管理)についても、地域住民と連携しながら、文化財の適切な管理に努めていきたい。

4. 事務点検評価委員の意見

・平和学習の受け入れについては、平和ミュージアム建設準備室が行っている「遺構めぐりガイド養成講座」の受講者の活用を図ってほしい。
 ・市が所有する文化財については、整備と活用のための財源確保と適正な管理に努めて欲しい。
 ・今後も引き続き、国・県・地域住民と連携しながら文化財の整備と活用、適切な管理に努めてほしい。

重点施策 10 文化財

(28) 郷土資料の収集と保存

1. 目 標 ・郷土資料の収集と活用の推進

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|-------------------------|---------------------------------|-------|-------|-------|---|----|
| (1)郷土資料の収集と活用の推進 | | | | | | |
| ①三和文庫運営事業 | 寄付金を財源に、宇佐の歴史に関する資料の購入や書籍の出版を行う | 実施 | 実施 | 実施 | 三和文庫基金より、「宇佐郡中津領矢頭組略絵図」を購入した。 | A |
| ②戦争資料収集事業 | 宇佐海軍航空隊に関する資料の収集を実施する | 実施 | 実施 | 実施 | 市民からの戦争関係資料等の寄付申込については随時受付を実施している。令和2年度は、9名から合計94点の寄付及び1名から合計2,213点の寄託があった。 | A |

3. 課題・問題点

- 三和酒類(株)よりいただいている寄付金(三和文庫基金)により宇佐市関係の史料等を購入しているが、市民に還元できていない。
- 戦争資料や歴史資料については、適切な環境で保管できる施設がないため、現状では図書館の収蔵庫や廃校跡の旧中学校校舎で保管せざるを得ない状況である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・購入した歴史資料の市民への公開など、活用を図ってほしい。
- ・戦争関連資料については、貴重なものであるため、劣化が起きないよう環境の良い場所で収蔵するなど、適切な保存管理に努めてほしい。

重点施策 10 文化財

(29) 伝統文化の保存と継承

1. 目 標 ・民俗芸能等を継承する団体の支援

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|---|----|
| (1) 民俗芸能等を継承する団体の支援 | | | | | | |
| ①伝統芸能の継承育成 | 伝統芸能を継承する団体への各種助成事業をととして活動を支援する | 放生会道行囃子の継承活動及び国指定重要無形民俗文化財豊前神楽の活動を支援 | 実施 | 実施 | 和間文化財愛護少年団の放生会道行囃子の継承活動及び国指定重要無形民俗文化財豊前神楽の活動を支援した。 放生会活動補助:110千円 | A |

3. 課題・問題点

- 文化財愛護少年団については、少子高齢化を起因とする構成員減少、指導者の育成が課題となっている。また、学校教員が少年団活動の連絡調整などさまざまな面で携わっており、負担が大きくなっている。
- 新型コロナの感染拡大の影響で、神楽を舞う機会が減少している。場の創出を含め、次世代へ保存・継承していくため、「豊前神楽保存連合会」事務局の中津市との連携が課題である。

4. 事務点検評価委員の意見

- ・子どもたちが主役となる伝統芸能等について、この貴重な文化遺産を保存・継承できるように、特に子どもたちの活動の環境を整えていただきたい。
- ・放生会や豊前神楽は、宇佐地方に伝わる貴重な伝統芸能である。次世代へ保存・継承していけるように、関係機関と連携しながら支援をしていただきたい。

重点施策 10 文化財 (30) 文化財愛護の啓発と普及

1. 目 標
 ・文化財の公開・活用の推進
 ・防火・防犯体制の強化
 ・文化財愛護活動の支援

2. 取組の進捗状況

| 具体的な施策 | 指標の説明 | 2年度指標 | 2年度実績 | 3年度指標 | 2年度の進捗状況、成果、効果 | 評価 |
|------------------------|--|----------------------|--------|--------|--|----|
| (1)文化財の公開・活用の推進 | | | | | | |
| ①宇佐学講座事業 | (イ)関係機関や団体等と連携し、宇佐の歴史や文化財に関する講座を開催する | 大人・子どもを対象とした講座を計6回実施 | 未実施 | 実施 | 新型コロナウイルス感染拡大のため、講座は開けなかった。 | E |
| | (ロ)学校向け地域学習プログラムの創出 | 実施 | 実施 | 実施 | オサシヨウウオに関する小中高校への出前講座を12回行った。 | A |
| (2)防火・防犯体制の強化 | | | | | | |
| ②国指定文化財管理費補助事業 | 国宝・重要文化財建造物の防災施設の保守点検を実施する | 3か所実施 | 3か所実施 | 3か所実施 | 国宝宇佐神宮本殿、重文善光寺本堂、重文龍岩寺奥院礼堂の防火施設の管理費用の一部を補助。(補助額計:119千円) | A |
| ③文化財防火デーの実施 | 毎年1月26日に防火・放水訓練と防災施設の査察を実施する | 6か所実施 | 6か所実施 | 6か所実施 | 防火訓練の開催(宇佐神宮)、防火施設の点検(善光寺、龍岩寺、大善寺、大楽寺、四日市別院)により、日常の管理体制の強化を行うことができた。 | A |
| (3)文化財愛護活動の支援 | | | | | | |
| ④文化財愛護少年団育成事業 | 文化財愛護少年団の各種活動の支援、及び指導者の育成活動を推進する | 2団体で実施 | 2団体で実施 | 2団体で実施 | 和間文化財愛護少年団・宇佐文化財愛護少年団ともに本番(放生会・夏越祭り)に向けて、練習を行ってきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本番が中止となった。 | A |
| ⑤文化財保存団体等の支援 | (イ)各種文化財の保存活動を行っている団体を支援する | 実施 | 実施 | 実施 | 「九州地区市町村文化財保存整備協議会」、「国東半島・宇佐の文化を守る会」、「全国史跡整備市町村協議会」、「宮迫地区」、「中敷田地区」、「放生会保存会」の6団体を支援。(支援額:258千円) | A |
| | (ロ)宇佐の文化財を守る会などの市民団体と連携し、文化財の愛護意識の高揚や啓発普及を図る | 実施 | 実施 | 実施 | 宇佐の文化財を守る会の活動の支援を行った。 | A |
| | (ハ)関係機関や団体と連携して「世界農業遺産」や「世界文化遺産」関連事業を推進する。 | 実施 | 実施 | 実施 | 大分県立美術館で開催された国立科学博物館巡回展「日本の生物多様性とその保全」において、オサシヨウウオのブースと共に、「世界農業遺産」のブースを開設した。 | A |
| ⑥日本遺産登録の周知・啓発 | 文化庁が全国で100ヶ所程度選定する日本遺産の市内外への周知啓発(神武東遷をテーマ) | 実施 | 実施 | 実施 | 再度の日本遺産登録申請に向けて、関係市町村と意向確認を行い、周知啓発に努めた。 | B |

3. 課題・問題点

○文化財の日常管理については、文化財の所有者・管理者が主体となるが、高齢化等により維持管理活動が年々厳しくなっており、管理体制の見直しが課題である。

4. 事務点検評価委員の意見

・郷土の歴史や文化財に対する理解を深めるため、今後も地域や関係団体と連携して文化財愛護意識等の啓発と普及に努めてほしい。

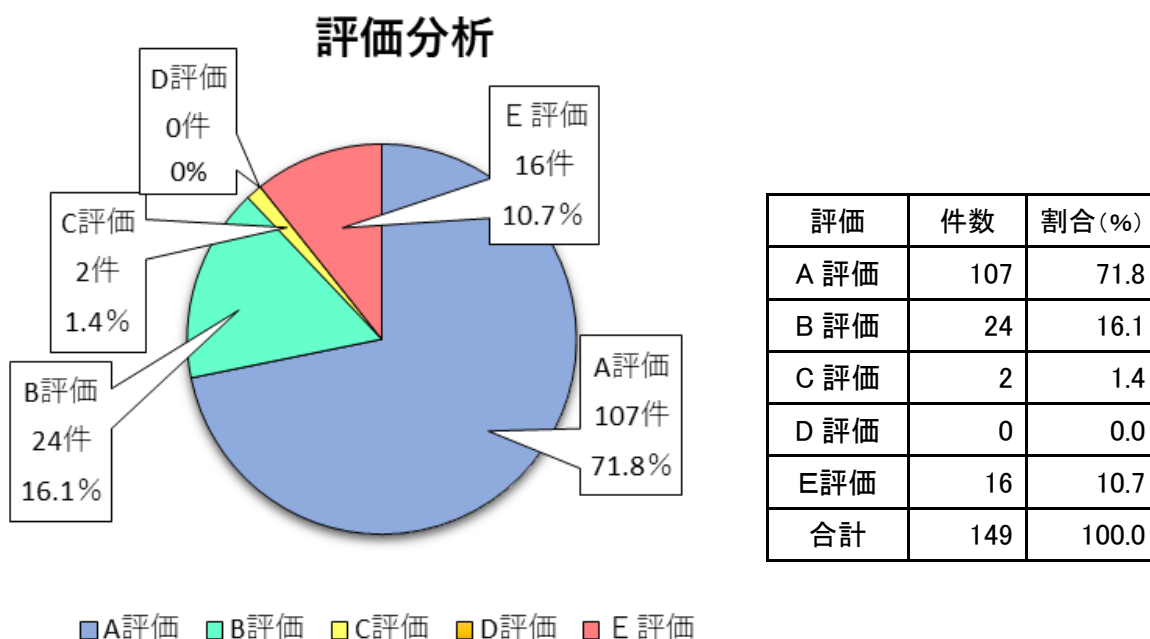
V 点検及び評価の結果

令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の結果については、教育委員会の権限に属する事務のうち主要な事業を対象とし、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況について教育委員会の課長で構成している「施策評価委員会」で評価を実施した。

さらに、地教行法第26条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」により、学識経験者3名を宇佐市教育委員会事務点検評価委員（以下「評価委員」という。）として選任し、施策評価委員会が行った点検・評価シートごとの結果について、外部評価を受けるという形で実施した。

また、市民への説明責任を果たすことが重要であり、施策の進捗状況について毎年の点検・評価を公表すると共に、その結果をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCAサイクルの実践につなげていかなければならない。

点検及び評価の結果については、評価委員が実施した「意見」と「評価」からとりまとめ、総評という形で以下に記載した。なお、今回の評価にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、計画していた施策が中止や未実施となった施策については、評価対象外としてE評価とした。また、施策の一部が新型コロナウイルス感染症の影響により中止や未実施の場合は、残りの施策に対して評価を行った。



点検及び評価の総評

1 教育総務課

教育総務課では、教育委員の視察・研修、教育行政方針の策定、市長と教育委員会との「総合教育会議」の開催など、教育委員会の活性化につながる5つの具体的な施策に取り組んだ。視察・研修が新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となるなかオンライン開催された研究協議会に参加し、全国各市町村教育委員会と情報共有や意見交換をすることができた。宇佐市教育委員会便り及びホームページについては、様々な分野の情報を提供するため、今後もさらに内容の充実を図るとともに、紙媒体での配布や公民館等での掲示も必要である。

公立学校適正規模及び適正配置等については、令和元年度に定めた適正規模の基準をもとにアンケート調査を行い実情把握に努めた。今後も、「公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会」を開催し、子どもの教育を一番に考えた方策を示すため学校現場や保護者、地域と連携し、調査、研究を望む。

学校施設の整備については、中学校の空調設備の整備事業が進められ、中学校7校の特別教室にエアコンが整備された。また、施設整備に要するライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、児童・生徒の安全性の確保や適正な教育環境の充実を図ることを目的として「宇佐市学校施設長寿命化計画」を策定した。今後は、計画に基づき校舎、体育館及びプールの長寿命化改修等を進めて行く必要がある。

教育設備の改修・整備の実施については、トイレの環境改善に努め、洋式化率57%以上の指標に対し58%に達成したものの、今後も計画的に取り組むことが必要である。

安全・安心な学校づくりについては、課題として残っている非構造部材の耐震対策の継続、遊具等の安全点検の実施、バリアフリー化の推進について、今後も計画的に取り組むことが重要である。

2 学校教育課

学校教育課では、就学前教育においては、幼稚園教育に関する研修や幼保小連携研修会を実施し、資質向上と幼児教育から小学校教育への円滑な接続を目指してきた。平成30年4月から実施されている乳幼児期の教育・保育施設の新しい各要領・指針により幼児教育・保育の一層の整合性を図るとともに、小学校教育への円滑な接続の取組をさらに進めていくことが重要となっている。令和3年度は四日市幼稚園が休園となるが、今後も、幼児教育・保育関連施設や関係各課等との密接な連携を図りながら共通の認識のもとで就学前教育に取り組む必要がある。

安全・安心な学校づくりについては、近年、地震や豪雨などの自然災害や交通事故はもとより、新型コロナウイルス感染症により児童・生徒および教職員の心身の健康や安全が脅かされている。避難訓練等による防災教育や通学路の安全確保、新型コロナウイルス感染症対策等、命と健康を守る取組が重要となっている。また、教職員の時間外勤務についても、タイムカードによる客観的な把握が可能となっているが、今後さらに具体的な方策を講じていく必要がある。

教育内容の充実については、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から日常の教育活動において話し合い活動等が十分できない状況であったが、小中学校では、可能な限り感染防止対策を講じながら新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を目指してきた。国の「GIGAスクール構想」により整備が進んでいる一人一台のタブレット端末を有効活用できるよう、さらなる環境整備や教職員研修を充実させていく必要がある。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書、部活動指導員、外国語指導助手、スクールサポートスタッフ、学習指導員、ICT支援員等の配置や、市独自の複式授業改善臨時教員、特別支援教育支援員、多人数学級支援教員、中学校習熟度別学習指導教員等の配置により、個に応じたきめ細かい指導や教職員の業務支援が図られているが、予算化された人数の配置ができなかった職種もあり、人材確保が喫緊の課題である。

遠距離通学者への遠距離通学費補助金やスクールバス運行委託事業及び経済的理由による就学困難者に対しての就学援助費は、事業の周知を一層図りながら、今後も継続した事業実施が必要である。

特別支援教育については、特別支援教育就学奨励費の支給や特別支援学校教諭免許の取得率向上に向けた説明会の開催、「あしあとファイル」の配布等を行っているが、支援が必要とされる児童・生徒は年々増加しており、特別支援教育支援員のニーズが年々高まる中、さらに取組を進めていく必要がある。

3 社会教育課

生涯学習係では、全ての市民がゆとりと活力ある豊かな生活を享受するため様々なニーズに応じた学習活動の展開や、情報提供に努め、生涯学習活動の振興を図っている。施設整備では、老朽化が進んでいる長洲公民館を複合施設として、令和5年度の供用をめざして計画に従って進めていく。なお、各施設については、利用者の利便性を優先した改築・修理とし、総合的な整備計画を策定し整備をする必要がある。

高齢者や女性等の団体・組織については、会員増などで組織強化を図る必要がある。また、公民館等での講座や教室においては、学習プログラム及び目標をより具体的に設定し、生涯学習の推進を図っていく必要がある。さらに、学びを地域づくりの推進者の育成など地域へと還元することが望まれる。

子どもへの活動支援について効果的に取組むためには、学校支援や小学生チャレンジ教室、未来創生塾事業など、学校・家庭・地域の連携をより密にすることが重要となる。

また、青少年の問題行動や規範意識の低下が大きな社会問題となっており、地域と家庭と学校との連携強化を図り青少年の健全育成に取り組んでいく必要がある。

なお、家庭教育は、教育の原点であり、就学前の子どもの教育が人格形成に大きく関わっている。そのため、関係課や関係機関と綿密に連携を取り、出生前から家庭教育の重要性の周知や啓発に取り組むことも必要となっている。また、保護者自らが家庭教育の主体であるという意識づけや地域を始めとしたさまざまなつながり作りを図ることが重要である。

さらに、同和問題をはじめとする人権問題については、平成28年、国において法の整備等がなされ、また、平成31年に本市においても「宇佐市における部落差別等を撤廃し人権を擁護する条例」の改正、及び「宇佐市人権施策基本計画」の改定を行った。それらを指針とし、公民館・集会所を拠点とした学習を通して、正しい知識と人権感覚を持ち、差別をなくしていこうとする人権教育の推進を図る必要がある。

平和ミュージアム建設準備室では、平和ミュージアム構想の実現に向けた各事業が展開されているところであり、資料館建設事業においては、社会経済情勢や市の財政状況を総合的に判断し、工事発注が見送り状態にある。基幹となる資料館の建設には期待が大きいことから、新型コロナウイルス感染症の影響など情勢が依然として厳しい最中ではあるが、再発注に向けた事業スケジュールの再構築が必要である。

また、資料館の開館に合わせて進められている遺構整備事業は、整備計画に沿ってほぼ順調に推移し、発動機試運転場の整備など遺構整備が一段落したこ

とから、今後も情報拡散に努め、平和学習誘致やソフト事業の更なる推進が不可欠である。

全体事業の周知や機運醸成に向けたオープン講座、企画展の開催は、年々参加者、見学者が増加傾向にあり、関心の高揚が見受けられる。同様に、出前講座も定着しつつあることから、地域に出向き、事業全般の進捗状況報告や平和に対する取組の拡大に向けて継続した事業実施が必要である。

他にも散逸が危惧される貴重な資料の収集は、継続した取組が必要であり、企画展の開催など、資料の活用も視野に入れた事業推進が必要とされる。

国際交流に対して、ハワイとの交流の礎が築かれたところであり、今後は関係課と連携を深め、様々な分野での国際的な交流事業の展開、拡大に期待する。

文化財係では、埋蔵文化財包蔵地で計画される各種開発については、事前発掘調査を実施し、遺跡の内容確認や記録保存を実施するなど開発者と十分調整し、文化財保護に努める必要がある。また、宇佐神宮に所在する宇佐神宮境内などの国指定等の史跡や重要文化財については、国・県の補助金を活用し、保存修理事業や史跡整備事業に積極的に取り組んでいる。「豊前神楽」については、国指定重要無形民俗文化財として中津市や福岡県を含めた広域指定となっていることから他市と連携して取り組むことが重要である。

宇佐海軍航空隊に関連する戦争資料収集については、建設予定の資料館展示への移行がスムーズに進むよう、寄贈されている資料の適切な保存・管理が必要である。また、航空隊関連の戦争遺構を巡る平和学習が増加していることから、受入体制の整備や各施設の適切な整備も必要である。

このような各種文化財の保存や継承には、所有者・地域・学校等の理解や協力が不可欠であり、相互の連携を図りながら市民が身近に利用する公共施設などでの公開・活用を図ることが大切である。

安心院・院内地域教育係では、公民館施設において計画的にトイレ洋式化を実施しているが、集会所施設は総合的な整備計画を策定し、修繕等の必要があれば実施し、引き続き良好な生涯学習環境の整備に努める必要がある。

また、両院地域ではまちづくり協議会との協働の活動が多い。各地域においては、高齢者や女性等で構成する各団体や組織が弱体化していることから、地域リーダーの養成を行うとともに社会教育の推進をより一層図る必要がある。両院地域の各種講座等については、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら、中央公民館を中心として、地区公民館活動との連携をとりながら、青壮年層へ参加の拡大を図るとともに地域課題の解決に向けての企画や地域住民のニーズにあった、参加しやすく魅力ある講座の開設に取り組むことが重要である。

4 図書館

図書館は、市民の多様な学習要求に応える生涯学習の拠点施設として、あらゆる情報を提供することを使命としている。そして、多様なニーズに応えるためには資料の充実が不可欠である。継続的、安定的な予算確保に努めることで、今後とも定期的な新刊書の購入とともに、市民からのリクエストへの対応や傷んだ本の買い換え等、新鮮で魅力ある資料の提供が必要である。

図書館サービスの基本である貸し出しサービス、2台の自動車図書館で市内を巡回する全域サービスのほか、上映会、講演会、おはなし会、ギャラリー展示等、さまざまな事業の実施及びホームページやフェイスブックでの効果的な情報発信について評価を得た。

児童サービスについては、平成30年度に策定した「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校などが連携を一層強化して子どもの読書活動を推進していく必要がある。

宇佐学顕彰事業では、過去に作成したマンガ本シリーズ（既刊計7冊）の活用に今後とも努めるとともに、さまざまな方法でふるさとの先人や歴史の掘り起こし作業を続け、子どもたちの将来にも有効な情報発信が求められている。

「横光利一俳句大会」は、全国各地や市内の小中学校から多数の応募があり、宇佐市民図書館を代表する事業として全国的に周知されるに至っている。

新型コロナウイルスの感染拡大により令和2年3月から6月にかけて臨時休館を余儀なくされ、来館者数や貸出冊数、イベント等の参加人数の減少が見られたが、今後はコロナ禍の長期化を見据え、本・分館に設置した図書消毒機をはじめとする感染対策を継続しながら、昨年11月末に導入した電子図書館サービスシステムの有効活用と資料の充実、年度内に導入予定の補助車の活用等、時代や環境の変化に応じた対応が重要となる。

また、開館以来20年以上が経過し、改修・修繕の必要な施設・設備も多く、特に電気設備機器、視聴覚ホール音響機器の更新など、多額の経費が見込まれる施設整備を長期的、計画的に実施していくことが課題である。

5 学校給食課

学校給食課では、運営委員会、献立委員会を開催し、意見や要望を学校給食運営に反映することにより学校給食の充実に努めた。また地産地消の取組として、毎月実施している「ふるさと給食」で安全で安心な地域の食材を使用し、給食日より毎日のホームページ、一口メモを通してお知らせすることは、高い評価を得られた。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施減となった小学校・PTA等のセンター見学や試食会、また中止となった農業・漁業にあまり触れることのない子どもたちに、生産者に対する感謝や生命に対する恩恵を伝える収穫体験等を行う必要がある。さらに、給食調理従事者が学校を訪問し、一緒に給食を食べる「ふれあい給食」を通して、給食への理解・関心を高めるとともに、児童生徒から率直な意見・要望等を聞き、安全でおいしい学校給食の提供に努める。

栄養教諭・学校栄養職員による学校の給食時間での食育指導や学校と連携した食育授業により、学校給食で摂取する栄養価の大切さや、学校給食への「望ましい食習慣」「食に関する自己管理能力」が身につくよう指導に努めた。

「宇佐市学校給食衛生管理基準ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の周知徹底、異物混入対応等について衛生講習会の実施や、朝礼などで調理従事者の衛生管理に関する意識の向上、施設については、有害生物モニタリングなどを実施し衛生管理を図った。

アレルギー対応については、今後も保護者・学校・センターが連携し、除去食・代替食の安全・安心な給食の提供に努める。

引き続き、成長期にある児童生徒に対し献立や調理の工夫を図り、安全・安心を第一に充実した学校給食の提供に向け努力し、また食に関する指導を継続的に行い、児童生徒や保護者の食に対する関心を高める必要がある。

また、宇佐学校給食センター、南部学校給食センターとも施設設備の老朽化による備品等の更新を実施しているが、今後も計画的で、なおかつ両センターの給食献立の統一問題などの解消につながる改修・更新等が必要である。

さらに、給食会計においては適切な会計処理を行い、今後も安定した運営と公平な負担のために給食費未納者に対し、新たな対策を講じることで徴収の確保に努めることが重要である。また、給食費の公会計化を見据えたシステムを導入し、徴収に係る業務が円滑で効率的に行えるようにする必要がある。

宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱

平成 21 年 2 月 20 日
教育委員会告示第 5 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日教育委員会告示第 8 号
平成 28 年 3 月 29 日教育委員会告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 26 条第 1 項の規定により行う宇佐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(以下「点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価)

第 2 条 点検・評価は、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行うものとする。

(評価委員)

第 3 条 教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、法第 26 条第 2 項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、宇佐市教育委員会事務点検評価委員(以下「評価委員」という。)を委嘱する。

2 評価委員は、5 人以内とする。

3 評価委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見書の提出)

第 4 条 評価委員は、教育委員会の求めに応じ、点検・評価に関し、意見書を作成し、教育委員会へ提出するものとする。

(市議会への報告)

第 5 条 教育委員会は、法第 26 条第 1 項の規定により、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、当該報告書に前条の意見書を添えて、市議会へ提出するものとする。

(公表)

第 6 条 教育委員会は、法第 26 条第 1 項の規定により、前条の報告書の概要を広く市民に公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 点検・評価に関する庶務は、教育委員会教育総務課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日教育委員会告示第 8 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日教育委員会告示第 11 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

歴代教育委員、教育長等

教育委員

| 氏名 | 期間 |
|---------|---------------------|
| 半田 剛 | H17. 3.31～H17. 5.27 |
| 〃 | H17. 5.28～H21. 4.23 |
| 熊埜御堂 宏實 | H14. 7.21～H17. 3.30 |
| 〃 | H17. 3.31～H17. 5.27 |
| 〃 | H17. 5.28～H18. 5.27 |
| 〃 | H18. 5.28～H22. 5.27 |
| 〃 | H22. 5.28～H26. 5.27 |
| 河野 初弘 | H15. 9.26～H17. 3.30 |
| 〃 | H17. 3.31～H17. 5.27 |
| 岡本省司 | H17. 3.31～H17. 5.27 |
| 〃 | H17. 5.28～H19. 5.27 |
| 〃 | H19. 5.28～H23. 5.27 |
| 矢野 省三 | H17. 3.31～H17. 5.27 |
| 〃 | H21. 9. 8～H25. 9. 7 |
| 〃 | H25. 9. 8～H29. 9. 7 |
| 深見 皓三 | H17. 5.28～H21. 5.27 |
| 石田 敦子 | H17. 5.28～H20. 5.27 |
| 石田 菜穂子 | H20. 5.28～H24. 5.27 |
| 近藤 一誠 | H21. 9. 8～H25. 9. 7 |
| 〃 | H25. 9. 8～H29. 9. 7 |
| 安部 功子 | H23. 5.28～H27. 5.27 |
| 松永 建比古 | H24. 5.28～H28. 5.27 |
| 〃 | H28. 5.28～R2. 5.27 |
| 秋吉 禮子 | H26. 5.28～H30. 5.27 |
| 佐藤 修水 | H27. 5.28～R1. 5.27 |
| 〃 | R1. 5.28～R5. 5.27 |
| 河野 浩一 | H29. 9. 8～R3. 9. 7 |
| 古里 万里子 | H30. 5.28～R4. 5.27 |
| 徳光 優子 | R2. 5.28～R6. 5.27 |

教育長

| 氏名 | 期間 |
|-------|---------------------|
| 半田 剛 | H17. 3.31～H17. 5.27 |
| 〃 | H17. 5.30～H21. 4.23 |
| 岡本省司 | H21. 9.13～H23. 5.27 |
| 近藤 一誠 | H23. 5.28～H25. 9. 7 |
| 〃 | H25. 9. 8～H29. 9. 7 |
| 竹内 新 | H29. 9. 8～R2. 3. 31 |
| 高月 晴彦 | R2. 4. 1～R2. 9. 7 |
| 〃 | R2. 9. 8～R5. 9. 7 |

教育長職務代理者

| 氏名 | 期間 |
|--------|---------------------|
| 松永 建比古 | H29. 9. 8～H30. 3.31 |
| 河野 浩一 | H30. 4. 1～H31. 3.31 |
| 古里 万里子 | H31. 4. 1～R2. 3.31 |
| 佐藤 修水 | R2. 4. 1～R3. 3.31 |

教育委員長

| 氏名 | 期間 |
|---------|---------------------|
| 熊埜御堂 宏實 | H17. 3.31～H17. 5.27 |
| 〃 | H17. 5.30～H18. 5.27 |
| 〃 | H20. 6.23～H21. 6.22 |
| 〃 | H23. 5.28～H24. 5.27 |
| 岡本省司 | H18. 5.28～H19. 5.27 |
| 深見 皓三 | H19. 5.28～H20. 5.27 |
| 矢野 省三 | H21. 9.13～H22. 9.12 |
| 〃 | H26. 5.28～H27. 5.27 |
| 近藤 一誠 | H22. 9.24～H23. 5.27 |
| 安部 功子 | H24. 5.28～H25. 5.27 |
| 松永 建比古 | H25. 5.28～H26. 5.27 |
| 矢野 省三 | H26. 5.28～H27. 5.27 |
| 秋吉 禮子 | H27. 5.28～H28. 5.27 |
| 佐藤 修水 | H28. 5.28～H29. 5.27 |
| 松永 建比古 | H29. 5.28～H29. 9. 7 |

令和3年度（令和2年度対象）
宇佐市教育委員会事務点検・評価報告書

令和3年9月

発行 宇佐市教育委員会

編集 宇佐市教育委員会 教育総務課



オオサンショウウオのサンちゃん

〒872-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

TEL 0978-27-8192（直通）

FAX 0978-33-2670